

朝鮮民主主義人民共和国

朝鮮民主主義人民共和国

面積 12万2762km²

人口 2096万人(1991年)

首都 ピョンヤン(平壌)

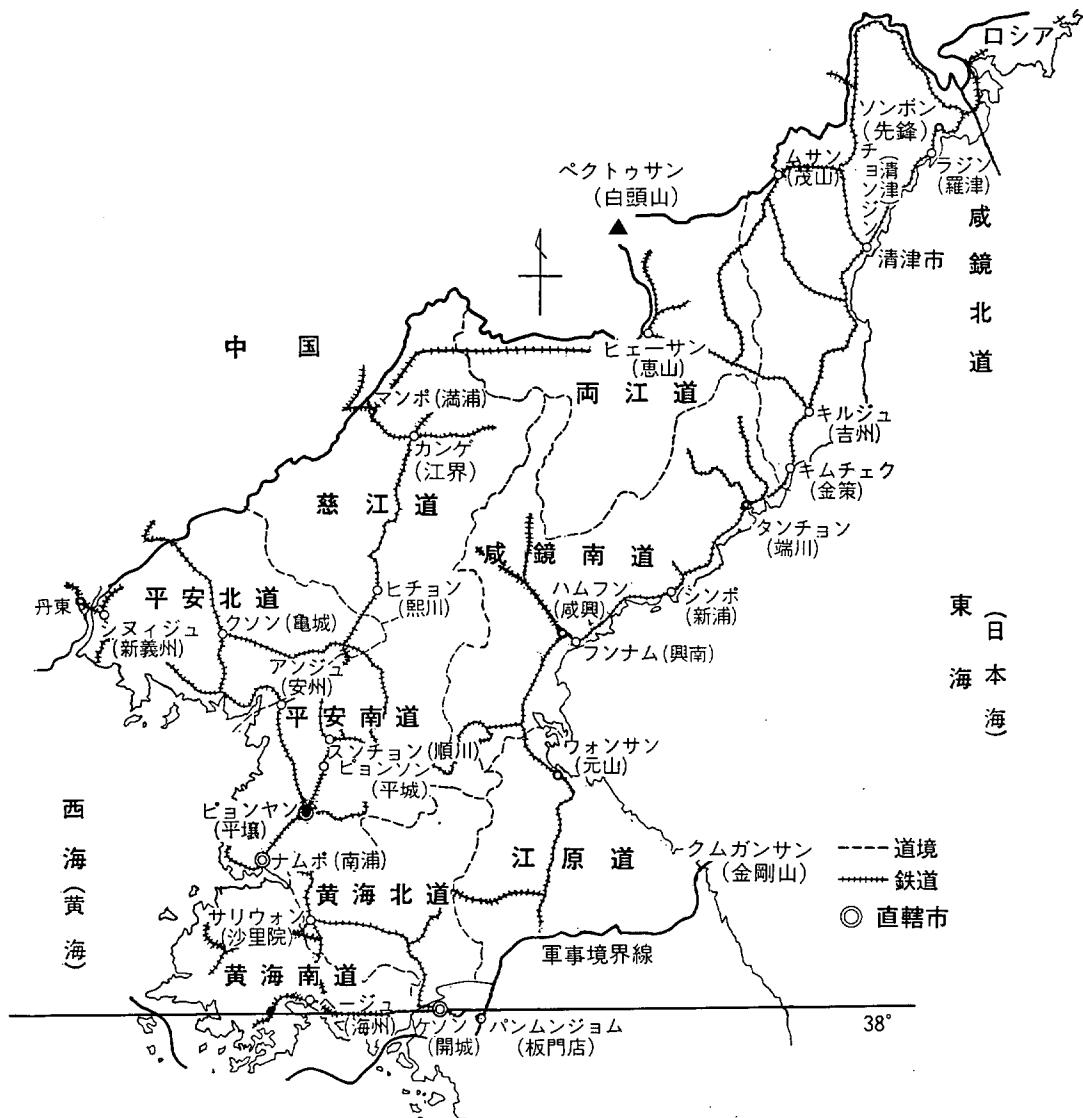
言語 朝鮮語

政体 社会主義共和制

元首 金日成主席

通貨 ウォン(旅行者レート:1米ドル=2,19295ウォン、1993年8月31日現在)

会計年度 曆年に同じ



1993年の朝鮮民主主義人民共和国

目標未達成で終了した第3次7カ年計画

なか がわ まさ ひこ
中 川 雅 彦

朝鮮民主主義人民共和国（以下、「朝鮮」と略し、南北関係について述べるときは「北側」とする）は、国内では経済の不振、国際社会では核兵器開発疑惑問題に関連した孤立状況という難題に直面している。

国内政治では金正日書記の権力後継体制固めが進行しており、金正日書記は軍の最高の地位についた。対外関係では、日朝国交正常化交渉は1992年から中断されたままであり、核兵器開発疑惑問題をきっかけにして対米関係改善に重点が移った。しかし、核兵器開発疑惑問題は対外関係のみならず南北関係においても最大の障害となっている。

経済では、第3次7カ年計画が総括され、その当初目標未達成が明らかとなった。そこで今後「緩衝期」（調整期）を設定し、農業、軽工業、貿易に重点をおく方針が提示された。

国内政治 ■ ■

◎党のイデオロギーの確認 一党独裁の社会主义体制の維持をはかる党・国家にとって最大の政治的課題の一つは、自由主義諸国からの思想・文化の流入や経済的影響によって国内に生じうる政治・社会的混乱から自己の体制を守ることである。

3月1日、金正日書記は党機関誌『勤労者』に「社会主义に対する誹謗は許されない」と題する談話を発表した。この談話は、社会主义を「全体主義」、「兵営式」、「行政命令式」とする西側の政治理学用語を用いた批判に対し、朝鮮式社会主义は人が主人となっているためこうした批判は妥当しないと主張するものである。さらにこの談話は、人民大衆に対し、社会主义の「信念化」を求めるとともに、社会主义を守ることを「道徳的義務」と見なすよう要求している。

●権力後継過程の進行 最高人民会議第9期第5回会議は4月9日、金正日書記を国防委員会委員長に「推戴」した。金正日書記は軍に関しては、1980年に党中央軍事委員会委員、90年に国防委員会第一副委員長、91年に人民軍最高司令官に就任、92年に共和国元帥称号を授与されている。

国防委員会は、従来は具体的な機能や権限が定められていなかったが、1992年4月の憲法改正によって、すべての軍事力を指揮統制する「国家主権の最高軍事指導機関」となり、主席の指導をはずれたものとなった。金正日書記はまさに国家機構上、軍の最高の地位に就いたのである。

一方、金日成主席の軍に関する地位は党中央軍事委員会委員長と共和国元帥であるが、これらはもはや名目的なものにすぎないようである。金正日書記の国防委員会委員長就任は軍の指揮系統を完全掌握したものといえよう。

1993年は公の席にしばらく見えなかった金日成主席の家族が再び姿を現した年でもあった。(1)金正日書記の異母妹金敬真の夫である金光燮駐チェコスロバキア大使が、2月13日、駐オーストリア大使に任命された。(2)金日成主席夫人であり、金正日書記の義理の母である金聖愛が、80年代中ごろから公式の席には姿を見せなくなったのが、4月21日、金日成主席とともにカンボジアのシアヌーク夫妻と会見した。(3)金日成主席の弟であり、1970年代中ごろから姿を見せていなかった金英柱元副総理が、7月26日、祖国解放戦争（朝鮮戦争）勝利記念塔の竣工式に参席した。さらに金英柱は12月9日に副主席に就任した。

こうした金日成主席の親族の「復活」は、どの人物も権限のある地位に就いていないことからみて、金日成主席の家族内では何ら問題がないことを内外に印象づけるという意味があるようである。

●民族的正統性の強調 北側の歴史解釈は今日の政治状況と密接に結びついており、歴史学のあり方も朝鮮民族の單一性の強調を通じた南北統一の必要性の主張や北側の民族的正統性の主張と不可分である。1993年は高句麗に関する発掘調査のみならず、先史時代、古朝鮮や高麗に関するそれにも力が入れられた。

7世紀までの三国時代について北側は高句麗を正統と見ている。北側では、新羅については唐と組んだ「外勢依存」の国であって近代の事大主義につながる思想をすでに持っていたり、それはアメリカの軍事力に依存している現在の南側政権と結びつくものとイメージしている。

1992年12月28日に金日成主席は高句麗の始祖・東明王陵の改築を現地指導した。93年1月18日に朝鮮中央通信は、平安南道北倉郡にあるコムノン洞窟での2万~4万年前の人類化石発見を報道し、「朝鮮人がこの地で暮らし続けてきた悠久な單一民族であることを改めて実証する貴重な資料」と評した。『民主朝鮮』2月28日は、朝鮮社会科学院考古学研究所の高麗太祖陵調査発掘を報じた。5月16日、金日成主席は再び東明王陵を視察し、「民族文化遺産を継承発展させる課題」を示した。

また『民主朝鮮』7月9日と8月21日に社会科学院歴史研究所の姜仁淑博士の論文が掲載され、古朝鮮始祖・檀君の実在が主張された。そして9月27日、金日成主席は檀君陵を視察、「今まで伝説として伝えられていた檀君が実在人物であることが考証されたことはわが民族史で重要な意義を持つ」と指摘し、「檀君と古朝鮮歴史研究で指針となる綱領的な教え」を示した。10月12~13日、平壤で檀君および古朝鮮に関する学術発表会が開かれた。

檀君陵発掘の政治的な意義は、(1)民族の始祖が北側にあると主張すること、(2)日本の植民地時代に学界で檀君の存在が否定されていたことの反証を通じて民族主義を高揚させること、(3)「民族文化遺産」の継承発展を通じて党・国家の体制の正統性を確保し、南北統一に備えることにあるようである。12月10日には最高人民会議第9期第6回会議で決定「民族文化遺産を正しく継承・発展するための活動をいっそう強化することについて」が採択された。

●国家および党機関人事の動き 2月11日、中央人民委員会は政務院の閣僚の異動を発表した。

機械工業部長 桂亨淳→郭範基

建材工業部長 朱栄勲→李東春

4月9日、最高人民会議第9期第5回会議で、前述のとおり金正日書記が国防委員会委員長に「推戴」されたほかに、吳振宇人民武力部長が同委員会第一副委員長に選出された。また最高人民会議内の人事の異動が次のとおり行なわれた。

外交委員会委員長 金容淳→崔泰福

統一政策委員会委員長 尹基福→金容淳

党でも崔泰福は国際担当書記、金容淳は統一政策担当書記となっていることが推定される。

同会議では中央人民委員会の人事の異動もあり、姜成山と李奉吉が委員を解任され、延亨默、李根模、林秀萬が新たに選出された。これは、1993年初めまでになされた次のような異動に伴なう異動である。

総理 延亨默→姜成山（1992年12月11日就任）

慈江道人民委員会委員長 李奉吉→延亨默

（1992年12月12日判明）

咸鏡北道人民委員会委員長 姜成山→李根模

（1993年1月7日判明）

開城市人民委員会委員長 金基善→林秀萬

（1992年1月7日判明）

10月29日、中央人民委員会は尹基福を同委員会の経済政策委員会委員長に任命した。尹基福はこの委員会の委員長にかつて就任していたことがあり、それは1988年9月3日に同名の肩書きで金日成主席の陵羅島競技場視察に同行していることから判明している。したがって一度、同職を解任されたと見るべきであるが、そもそもこの中央人民委員会経済政策委員会が機能や権限を持っていたのかどうかも疑問である。とすれば、今回改めて尹基福が委員長に任命された事実は同委員会の機能と権限の強化を意味すると見られる。

12月7日、中央人民委員会は金達玄を副総理兼国家計画委員会委員長から解任し、洪石亭を国家計画委員会委員長に任命した。金達玄副総理の解任は「他の職務に異動するため」と発表されているため、失脚ではないことを示している。そして翌8日、党中央委員会第6期第21回総会が開かれ、第3次7カ年計画の当初目標の未達成が明らかとなつたが、金達玄副総理の解任はこれに関する单

42 朝鮮民主主義人民共和国

なる形式的な引責と思われる。

この党中央委員会総会では、前述の金英柱元副総理が政治局委員に選出された。また、党中央委員会委員に玄哲海上将、委員候補に鄭昌烈中将らの軍人が選出された。

12月11日、最高人民会議第9期第6回会議では、金英柱と在日出身の金炳植（7月20日社会民主党委員長に就任）が副主席に選出された。

金英柱は1972年の「7・4南北共同声明」の発表で活躍した経歴があり、今後の南北関係で北側の象徴的な役割を果たすことが期待されているようである。金炳植は、かつて在日出身の李季白が社会民主党委員長で最高人民会議常設委員会委員であったように、在日出身者の象徴的な役割を果たすことが期待されているようである。副主席という地位はこれまで実際の権限行使するものではなかったことからみて、この2人の役割はこうした象徴的なものに留まると推測される。

また、同会議では最高人民会議内での次のような異動もなされた。

予算委員会委員長 朴南基→韓成龍

外交委員会委員長 崔泰福→黃長燁

そして、韓成龍は中央人民委員会委員を解かれた。朴南基は平壌市行政経済委員会委員長に就任していることが12月29日、判明した。外交委員会委員長に就任した黃長燁は、すでに党で国際担当書記となっていたようである。

●法令整備 1993年は前年に引き続き経済関係を中心に法令整備が進展した。最高人民会議第9期第5回会議は4月8日、「地下資源法」を採択し、すでに最高人民会議常設会議が採択していた「外国投資企業・外国人税金法」（1月31日最高人民会議常設会議決定第26号）、「外貨管理法」（同じく第27号）、「自由経済貿易地帯法」（同じく第28号）といった経済特区関連の3法と「計量法」を承認した。

12月10日、最高人民会議第9期第6回会議は、「建設法」を採択し、最高人民会議常設会議がすでに採択していた「国章法」、同じく「土地賃貸法」（10月27日最高人民会議常設会議決定第40号）、「外国人投資銀行法」（11月24日同じく第42号）といった経済特区関連の2法を承認した。また、最高人民会議常設会議がすでに採択していた「地方主権機関

構成法」の修正・補充、「税関法」の修正・補充も承認された。

政務院では、『民主朝鮮』3月9日および11日によると、「科学研究および新技術導入契約に関する規定」が承認された。また、経済特区に関して政務院は、11月29日に「自由経済貿易地帯外国人出入規定」（政務院決定第75号）、12月29日に「外国投資企業労働規定」（同じく第80号）を承認した。

対外関係 ■■

冷戦終焉後、朝鮮の対外政策の重点は資本主義諸国との関係改善にある。目下この面における障害は核兵器開発疑惑問題である。1992年11月に日朝国交正常化交渉が中断され、また、核兵器開発疑惑問題が国際社会で一大イッシャーとなると、外交活動の重点はアメリカとの交渉に移った。

●核拡散防止条約脱退宣言 朝鮮と国際原子力機関（IAEA）は、1992年1月に、核拡散防止条約（NPT）にもとづく保障措置協定に調印、同協定は4月に発効した。この協定にもとづくIAEAの特定査察（temporary inspection、当該国の申告にもとづく査察）は92年に5回行なわれた。そして93年は6回目の査察団が1月26日から2月6日にかけて訪朝した。

6回の査察終了後の2月9日、IAEAのブリクス事務局長は、寧辺近郊の二つの施設に対する特別査察（mandatory inspection、当該国の申告していない所に対する査察）を提案した。IAEAはこの2施設を「核廃棄物処理・貯蔵施設」と見なしたのに対し、朝鮮は同施設は「軍事施設」であり、保障措置協定の履行とは関係のないものと主張した。

朝鮮がIAEAの提案を拒否すると、IAEAは2月22～25日、定期理事会を開き、朝鮮に問題の2施設に対する特別査察を受け入れるよう求める決議を採択した。

朝鮮は、すでにブリクス事務局長が提案する前に、対応を決めていたようである。第6回査察団が平壌を離れた翌日の2月7日、外交部スポークスマンは、特別査察要求を「自主権」の侵害と見なし、相応の「自衛的措置」をとると言明していた。『労働新聞』2月21日は「大国の生け贋にはなるまい」という論評を掲げ、アメリカ、日本、そしてIAEA

の「一部階層」を非難した。同日、原子力工業部も核查察に関する詳報を発表して、IAEAを非難した。25日、IAEAの理事会で特別査察決議が採択されると、その席で朝鮮代表はIAEAが公平ではないと主張し、自国の「自主権と最高権益」を守るために「自衛的措置」を講じると発表した。

こうして、3月12日、中央人民委員会第9期第7回会議はNPT脱退を決定、同日、「民族の自主権と国との最高権益を守るために自衛的措置を宣言する」と題する政府声明を発表した。

●対米関係 朝鮮とIAEAとの関係がこれだけ悪化した背景には、アメリカと韓国と日本がIAEAの特定査察だけでは核開発疑惑問題の解決にはならないという立場を、すでに1992年にとっていたということにある。アメリカと韓国は92年10月に、93年度の「チーム・スピリット」韓米合同軍事演習の再開を決定した。この決定は朝鮮に圧力をかける目的を持っていた。

3月8日、金正日人民軍最高司令官はチーム・スピリット演習開始に対抗する措置として「準戦時状態」を宣言した。これは、前述のNPT脱退宣言とあわせて、「圧力」には屈しないという姿勢を示したものである。24日に「準戦時状態」は解除されたが、緊張は続いた。

4月1日、IAEA特別理事会は、核查察問題を国連安保理事会に付託することを決議した。9日、国連安保理事会は、朝鮮のNPT脱退宣言に対する懸念を表明する議長声明を発表した。この声明に対し、10日、外交部スポーツマンは談話で、「この問題の終局的解決如何は朝米会談にかかっている」と述べ、アメリカに対話を求めた。朝鮮から見れば、これまでIAEAを操って自國に圧力をかけている張本人はアメリカであるため、対話の相手をIAEAからアメリカに移そうと主張したのである。

5月5日、アメリカ国務省スポーツマンは北京で参事官級協議を行なったことを明らかにした。この間、朝米は北京で参事官級の接触を続け、解決の道を探していたのである。しかし11日には、国連安保理事会で朝鮮に特別査察の受け入れを要請する決議が採択された。

朝鮮に対する国際的圧力が強まってくるなか、朝米の協議はようやく進展を見せ、6月2~11日、

ニューヨークで姜錫柱外交部第一副部長とガルーチ国務次官補との間で朝米会談が開かれ、共同声明が発表された。声明では、核兵器を含む武力の不使用、自主権の尊重などとともに、朝鮮がNPT脱退を「必要と認めるだけ」留保することが発表された。

7月14~19日、朝米会談の第2ラウンドがジュネーブで開かれた。第2ラウンドでは朝鮮側が、自國の現有する原子炉を、黒鉛減速炉から核燃料の管理状況が外部からわかりやすい軽水炉に転換することを提案し、アメリカ側が支持と協力を表明した。さらに双方は2カ月以内に第3ラウンドを開くことに合意した。

しかし、第3ラウンドは予定された2カ月以内には開かれなかった。それはアメリカが核查察の受入れや南北対話の進展などを第3ラウンド開始の条件としたためのようである。9月1~3日、朝鮮とIAEAとの協議が平壌で開かれたが、とくに進展はなかった。10月1日、IAEA第37回総会では朝鮮に保障措置協定の全面履行を求める決議が採択された。10月には南北で3回の実務接触があつたものの進展はなく、接触は中止された。

11月11日、姜錫柱第一副部長は、朝米間の対話の膠着を打破するために、「最小限双方が自らのすべきことを定めておき、同時に動く一括妥協方式」を提案する談話を発表した。

アメリカはこの提案にも厳しい方針で臨んだ。11月23日、ワシントンで開かれた韓米首脳会談で、クリントン大統領と金泳三大統領は、朝鮮がIAEAの査察の受入れと南北対話の開始という条件に応じない限り第3ラウンドには応じず、また、核查察問題とチーム・スピリット演習中止をリンクさせないなどの強硬な「新対応策」で合意した。

朝鮮は「圧力を受けてまで対話を行なう考えはない」という姿勢を見せてはいたが、朝米接触は第2ラウンド以降18回も続けられた。12月30日、外交部スポーツマンは、アメリカ側がチーム・スピリット演習中止の意志を表明したこと、朝鮮側が「特定査察ではなく純粋に保障措置協定の継続性に必要な査察」を許可すること、第3ラウンドを開くこと、アメリカ側が「一括妥協方式」を受け入れたことで合意したと発表した。これに対しアメリカ側は具体的な合意事項を発表せず、対

話継続の期待を表明するにとどまった。

年末に至って朝米会談に若干の光明がさしてきたのは、朝米間にはまた別のイッシュでの進展があったからであろう。1990年から朝鮮はアメリカに朝鮮戦争時の米兵遺体返還を行なってきた。93年も7月12日に17体の遺体が板門店で返還され、8月24日には国連軍側と遺体の発掘や送還に対する方法や協力について合意書が結ばれた。この合意にもとづき、11月30日に33体、12月7日に31体、14日に33体、21日に34体の遺体が返還された。

また、12月24～26日にガリ国連事務総長が訪朝し、金日成主席や金永南副総理兼外交部長と会談したことでも朝米接触に影響を与えたようである。

○対中関係 隣の大國であり、朝鮮戦争でともに戦った中国との友好関係は、1992年の中韓国交正常化にもかかわらず、引き続き維持されている。しかし、93年には朝中間の雰囲気はあまりいいものではあったとはいえない。

「祖国解放戦争勝利40周年」(朝鮮戦争停戦調印40周年)に当たる7月27日、金日成主席は中国代表団(団長=胡錦濤中国共産党政治局常務委員兼書記、副団長=遲浩田中国共産党中央委員兼国防部長)と会見した。胡錦濤はその2日前に朝中國境に接する中国側の都市である丹東の「抗米援朝記念館」開館式で演説したが、そこには朝鮮代表は出席していなかった。これは、朝鮮戦争に関する評価に朝中で何らかの違いが生じていることを示唆する。1993年中には朝中間では、元首級、党首級、首相級の往来もなかった。

朝中の雰囲気がこのように冷えた要因は、(1)中韓交流が活発化したこと、(2)核問題に関して国連で中国が朝鮮に不利な決議の採択に際し反対ではなく棄権という曖昧な態度をとったこと、にあると見られる。

○対ロシア関係 ロシアとの関係はかなり冷えきっている。1992年11月にエリツィン大統領がソウルを訪問して、ロシアは朝鮮に対する軍事援助をすでに中止しており今後も行なわないことを明言している。93年はこれに引き続き、ロシアは核問題でも朝鮮に圧力をかけた。

1月29日～2月1日、エリツィン大統領の特使

としてゲオルギ・クナーゼ外務次官が平壤を訪問した。2月1日のタス通信の報道によると、クナーゼ外務次官は朝鮮側にIAEAの査察を受け入れるように求めたが、この問題では双方は合意にいたらなかった。また、同通信によると、1961年に朝鮮と当時のソ連との間に結ばれた友好相互援助条約について、双方は「現状にもとづいて修正する」ことで合意した。これは具体的には同条約の軍事協力の条項の削除を意味するようである。さらに、ロシア側は、朝鮮のロシアに対する債務問題についても言及したという。

○対日関係 日本との国交正常化交渉は1992年11月以来、途絶えたままである。日本側は朝鮮側にIAEAの特別査察受け入れを要求しており、この問題が交渉の再開を困難にしている。

核問題のみならず、日朝間では、日本と旧大韓帝国間の条約に関する問題、日本の過去の侵略行為に対する「償い」の問題などが交渉のイッシュとして残っている。これらの問題に対し、朝鮮側は、民間の立場で調査や討論会を活発に行なって、自己の立場を主張している。8月2日、「日帝の朝鮮占領被害調査委員会」は従軍慰安婦問題の中間報告書を発表し、また11月7～8日、「日本の戦後処理に関する国際討論会」が開かれた。

朝鮮側は、交渉中断中にこうした問題を取り上げて国内外の世論を形成し、交渉再開後、さらに強い立場で日本側に臨もうとしているようである。

○その他の国々との関係 1993年の外交活動の特徴の一つには、アメリカと対立するイッシュがある国との関係強化がある。朝鮮は、東アジア経済協議会(EAEC)構想で、アメリカと対立しているマレーシアとの関係強化に努めた。6月26～29日、マレーシア首相特使として平壤を訪問したガザリ・シャフィー政府外交特別顧問に対し、金永南副総理兼外交部長は27日、EAEC構想に対する支持を表明した。

中国からのミサイル技術導入などの問題でアメリカと対立しているパキスタンとも、12月29～30日にブットー首相を平壤に招くなどの関係強化に努めた。

そのほか、イスラエルとの関係改善の動きもあっ

た。6月17日、ハリッシュ通産相が、朝鮮との接触の存在を認め、それが、朝鮮の中東地域への武器輸出などを阻止するためのものであることを明らかにした。8月15日、イスラエル国営テレビや『イエルサレム・ポスト』紙は、両国の国交樹立が間近いと報じた。しかし同15日、ラビン首相は、朝鮮が8日にシリアにスカッド・ミサイルを搬入したと発表し、16日、ペレス外相は国会で朝鮮との接触を打ち切る方針を発表した。

朝鮮側の外交部スポーツマンは8月23日、朝鮮がイスラエルと国交樹立をしようとしたのはデマ報道であると発表したが、接触の存在については肯定も否定もしていない。朝鮮がイスラエルと接触を持った狙いは、イスラエルからの経済・技術援助や軍用車両購入のほかに、同国にアメリカとの関係改善の窓口になってもらうことであったと伝えられている（『朝日新聞』6月29日）。

南北関係 ■ ■

1993年に発足した南側の金泳三政権は「民族重視」を打ち出していたが、北側はむしろ民自党政権の継続という点を重視していた。93年の南北関係は対外関係と同じく核兵器開発疑惑問題が南北対話を中断に導いた。

●李仁模帰還 北側が「元人民軍従軍記者」で「非転向良心囚」であるとして南側に送還を求めてきた李仁模は3月19日、板門店で返還された。これは2月25日に発足した金泳三政権が、北側のNPT脱退による緊張にもかかわらず、何の条件も付けずに講じた措置として注目された。

●全民族大団結十大綱領 4月6日、金日成主席は「祖国統一のための全民族大団結十大綱領」（全民族大団結十大綱領）を作成し、7日、姜成山総理が最高人民会議第9期第5回会議で発表した。この綱領は「7000万同胞に送るアピール」とともに同会議で採択された。

全民族大団結十大綱領はこれまで北側が主張してきたことと大きく異なるところはないが、「民族愛」と「民族自主精神」を強調している点、「民族大団結と祖国統一偉業のために功績を収めた人」

や「愛國烈士」とその子孫に特恵を与えることを強調した点が特徴的である。

●特使交換協議 5月26日、姜成山総理は南側の黄寅性総理に書簡を送り、「双方最高当局者の任命する特使」を交換することを提案した。この提案は、特使を「統一問題を専門に担当する副総理級」としていることから、南側の韓完相副総理兼統一院長官に焦点を当てたものと思われる。また、5月には国連安保理事会で特別査察受け入れ要請が決議されており、特使交換提案は国際的な孤立状況を開拓する目的もあったと思われる。

北側は実務接觸を5月31日に行なうことを提案したが、これに対して南側は核問題の解決を優先して実務接觸でこれを取り扱うことを求め、また6月の朝米会談の結果を見てから対処するという姿勢をとった。北側は特使レベルで核問題を議論することを求め、双方の主張は対立し、実務接觸は開かれないとまとなつた。そして、6月26日、姜成山総理は南側の対決姿勢と韓米合同の軍事演習の一つである「93乙支」の実施を非難する声明を発表、特使交換提案は中断された。

10月2日、姜成山総理は南側に電話通知文で再び特使交換を提案した。前日の1日にはIAEA総会でNPT保障措置協定の全面履行を求める決議が採択されていた。この2度目の特使交換提案は、国際関係での孤立打開のほかに、11月上旬に行なわれる韓米年例安保協議会を睨んで、「チーム・スピリット」韓米合同演習の中止を要求する目的もあったと思われる。

南側は今回の提案に応じ、10月5日、15日、25日に実務代表接觸が板門店で実現した。しかし韓米年例安保協議会前日の11月2日、南側の権寧海国防部長官が記者会見で「軍事的対応も辞さない」と発言、北側はこれに反発を示し、11月4日に予定されていた4回目の実務接觸は中止された。

経済 ■ ■

●1993年の経済課題 1993年は第3次7カ年計画の最終年度であった。にもかかわらず、1月1日の金日成主席の「新年の辞」では、同計画に対する言及がまったくなかった。

金日成主席が挙げた1993年の経済課題は、石炭、電力などの「先行部門」(投資を優先的にまわす部門)に対する投資の集中、軽工業部門における既存の設備のフル稼働、鉄道の「物質技術的土台」の強化、農村への充分な肥料供給、平壤での3万世帯住宅建設などの住宅建設であった。

●国内経済政策の展開 国内の経済政策は財政、政務院の政策、「現地指導」などの金日成主席の指導等に現われる。

1993年4月に発表された93年度予算の歳出総額は前年比2.9%の増加が見込まれており、これは92年度決算での歳出増加率6.5%よりも小さくなっている。人民経済発展費も3.0%増と92年決算の6.3%増よりも少なく策定されている。

歳出の拡大は全体的には抑えられているが、国防費については、歳出の11.6%と例年並みに策定されているものの、前年比増加率で見ると4.7%増となり、かなりの拡大を見せており、国防費負担は国家財政をかなり圧迫していると考えられる。

「先行部門」とされる石炭、電力、金属については1993年度予算では前年比3.5%増、鉄道運輸も3.1%増と策定されている。そして軽工業は4.1%増、農村経営部門は5.2%増と策定された。人民経済発展費の中で前年比増加率が示されたのはこれらの部門だけである。これらの部門は予算上とくに重点をおかれた部門であると推定される。

この予算が発表される前ではあるが、『民主朝鮮』2月24日は、中央人民委員会と政務院が「経済建設で新たな高揚を起こすための具体策を示す共同決定」を採択したと報じた。この報道によると、農業、電力、軽工業、運輸、対外経済関係で具体的な指示が出されたとされている。そして、6月8日に開かれた政務院総会は、石炭、電力、金属部門の増産が「経済建設で一大高揚を起こす中心点」であると強調した。

7月14日にも政務院総会が開かれたが、この会議では咸鏡北道の工業発展の重要性が強調された。1992年末に就任した姜成山総理は前職が咸鏡北道人民委員会委員長であり、この総会は総理自身がかなり力を入れて取り組んだものと思われる。また、この地方には自由経済貿易地帯が設置されており、この総会でも「貿易拠点をよりよく整える」こと

が強調されている。こうした政務院の動きから、貿易などの対外経済関係部門がはっきり重視されてきていることがわかる。貿易の重視は12月の党中央委員会第6期第21回総会でも強調された。

一方、金日成主席の指導については、以下のように農業部門に対するものが多かった。

- 3月29日 『労働新聞』、最近の数回にわたる農業部門の指導を報道。
- 4月6日 人民経済各部門を指導。
- 30日 温泉郡6月3日農場を現地指導。
- 5月7日 西浦養鶏工場を現地指導。
- 8月20～26日 延社郡の南作協同農場、渡正山区などの咸鏡北道各経済部門を現地指導。
- 31日 黄海南道の白川郡、延安郡、青丹郡などの各協同農場を現地指導。
- 9月10日 平壤市寺洞区域の松新と将泉の両協同農場を現地指導。
- 10月7日 『労働新聞』、果樹部門の指導を報道。農業部門の指導が多いのは翌1994年が「社会主义農村テーマ」発表30周年に当たるため農業部門での成果を強調するためであると思われる。

●国内経済の実績 1993年の経済成果としては次のようなものが報道された。

- 2月11日 青年電気連合企業所の電子素子生産所操業式。
- 北部鉄道（惠山－満浦青年駅）電化工事完成。満浦青年駅で開通式。
- 13日 平山－開城間の鉄道電化工事完成、操業式。
- 14日 順川炭鉱機械工場の自動溶接管職場操業。
- 15日 朝鮮中央通信、白茂高原に1万ヘクタールの総合農場誕生を報道。
- 3月17日 朝鮮中央通信、明電合作社で腹部超音波診断器の開発・量産を報道。
- 4月1日 朝鮮中央通信、農業委員会農業機械化研究所での田植え同時施肥機、除草同時施肥機の製作を報道。
- 5日 平壤－バソコク間定期航空路第1便が平壤を出発。
- 13日 平壤－江東間道路開通。
- 朝鮮中央通信、平安北道の3月4日

- 工場（ゴム靴）の操業を報道。
咸鏡北道の花台鉱山で第3垂直坑と運搬坑新設、選鉱場拡張、操業。
- 20日 朝鮮中央通信、4・3工作機械連合企業所での新型万能旋盤「亀城10号」開発を報道。
- 22日 咸鏡南道端川郡で「恩情鉄橋」竣工。
- 29日 朝鮮中央通信、平壤に科学者ホテルの完成を報道。
- 5月25日 祥原郡の「軍民橋」竣工。
- 30日 富寧冶金総合工場の合金鉄職場拡張工事完成、操業。
- 6月1日 朝鮮総連の共和商事株式会社による黒鉛生産の明心合弁会社操業。
- 11日 西海閘門－苔灘・甕津水路竣工。南江発電所建設場で初期貯水開始。
- 7月11日 『労働新聞』、金城干拓地の最終工事終了を報道。
- 25日 南陽炭坑坑内ベルトコンベア－輸送ライン操業。
- 26日 安州炭坑連合企業所の花風炭坑操業。
- 27日 『労働新聞』、平壤3万世帯住宅建設完工を報道。
- 8月3日 千里馬製鋼連合企業所の連鋳機操業。
- 5日 『労働新聞』、咸興市でのメタンガス生産施設建設を報道。
- 7日 『労働新聞』、黄海製鉄連合企業所の鋼板連鋳機完工を報道。
- 9月2日 平壤で万景台被服工場操業。
- 4日 中西部の大垈里鉱山で破碎選別場と選鉱場新設。
- 5日 高原－浮来山間の鉄道切替え線開通。
- 7日 興南肥料連合企業所変電システム現代化工事完工。
- 28日 平壤にイタリア・レストラン開店。
- 10月7日 平壤煙草紙工場操業。
愛國予防薬生産工場竣工。
- 14日 平安南道の長山鉱山選鉱場操業。
- 19日 定州被服輸出工場操業。
- 20日 在日朝鮮人商工人たちと恩徳貿易会社との合弁で、元山原動機工場を母体とした金剛原動機合弁会社操業。
- こうした成果報道は昨年に比べて少なかった。

●第3次7カ年計画の総括 12月8日、党中央委員会第6期第21回総会では姜成山総理によって第3次7カ年計画の総括報告が発表された。

同計画は当初、工業生産を1.9倍（年平均増加率10%）、地方工業生産を2.5倍、農業生産を1.4倍と策定した。しかし今回の総括報告によると結果は、工業生産1.5倍（年平均増加率5.6%）、地方工業生産1.7倍にすぎず、農業生産については数値の発表がなかった。総括報告は同計画の未達成を明らかにしたものであった。

個々の部門の成果については、当初目標と比較できる数値は発表されなかった。十大展望目標の一つの部門に挙げられている電力は1000億kWhが目標であったが、総括報告では1986年の1.3倍となつたとされた。1986年の電力生産は520億kWhと発表されているため、単純に計算すると計画最終年度の93年のそれは676億kWhとなる。しかし、88年は540億kWh、89年は555億kWh、90年は564億kWhと発表されており、これまでのテンポからみて93年の676億kWh達成は無理がある。したがって、総括報告での数値は、統計の方法が異なり、これまでの公表数値とは整合性を持たないものであると推定される。

ただし、総括報告での数値発表に意味がないわけではない。電力と同じく十大展望目標に挙げられていた石炭は1.4倍、鉄鋼は1.3倍、非鉄金属は1.6倍、化学肥料は1.5倍と発表された。一方、セメント、織物、水産物、穀物、干拓地造成については数値が発表されなかった。これは、前者が比較的の成果を上げた分野であり、後者は結果が思わしくない部門であったと推定される。

第3次7カ年計画がこのように目標未達成となった理由を総括報告では、(1)社会主義諸国および社会主義市場の崩壊により、経済協力や貿易に支障をきたしたこと、(2)「チーム・スピリット」韓米合同演習などの「帝国主義者の策動」に対処するための「自衛的措置」によって国防に資源を振り向けなければならなかつたことに帰している。ただし、総括報告では同計画の運営・遂行状況などの問題点にはいっさい言及がない。

●貿易の状況 第3次7カ年計画では貿易額を3.2倍にすることが目標であった。しかし、これは

総括報告にあるとおり、社会主義市場の崩壊のため、実現不可能なものとなったようである。

しかし、最大の貿易相手国である中国との貿易は好調である。1993年の中国からの輸出が6億235万ドルで前年比11.3%増、中国の輸入が2億9728万ドルで前年比91.2%増、往復8億9964万ドルで前年比29.1%増となっている（『中国海関統計』1993年12月）。これは、中国が隣国に対する安全保障上の配慮から貿易に援助の意味を持たせていることによるとともに、中国の最近の高度成長によるものと推定される。

先進資本主義国で最大の貿易相手国である日本との貿易は減少傾向にある。さらに日本経済の不況の影響もあるようである。1993年の日本からの輸出が2億1965万ドルで前年比1.5%減、日本の輸入は2億5235万ドルで前年比2.4%減、往復4億7201万ドルで前年比2.0%減である。これは、円ベースでみると14.4%減でかなりの減少となる（『外国貿易概況』1993年12月）。

かつて最大の貿易相手国であったソ連消滅後のロシアとは、1992年のロシアからの輸出が2億2710万ドル、ロシアの輸入が6520万ドル、往復2億9230万ドルである（ロシア東欧貿易会『ロシア東欧貿易調査月報』1993年12月）。ソ連時代はルーブル表示の発表であったため91年とは直接比較できないが、公定レートで計算したソ連との91年の貿易額は3億ドルを超すことからみて（『主要統計』第12表参照）、ロシアとの貿易は引き続き減少傾向にあると思われる。93年1～5月のロシアからの輸出は6700万ドル、ロシアの輸入が4700万ドルで往復1億1400万ドルである（ロシア東欧貿易会）。

韓国との貿易は、従来の第3国を通じた間接貿易の形態から直接貿易の形態に移ってきてている。韓国ではこれを貿易と言わずに、「南北交易」と称し、貿易とは一応区別している。韓国の統一院の発表によると、1993年1～11月の通関実績は往復1億7789万ドルであり、すでに前年の実績1億7342万ドルを上回っている。ただし、承認ベースでみると92年の2億1350万ドルに対して、93年は2億65万ドルで6%減である（『毎日経済新聞』〔韓国〕1994年1月7日）。承認ベースでの減少は核查察問題などの政治的影響によるものであろう。通関実績の伸びのなかでは被服などの委託加工の急増が目につく。

韓国との委託加工取引は、1991年には2件で韓国の完成品輸入が3万2928ドルにすぎなかったが、92年には8件で43万9976ドルとなり、93年1～6月では18件で142万450ドルと大きく増加した（韓国経済開発院北韓経済研究センター資料）。

●自由経済貿易地帯 第3次7カ年計画の総括報告では、党がこれまでに「対外経済関係で方向転換をする革命の方針」を提示したと述べられた。これは、豆満江流域での国際協力と外資誘致を目的とする1991年末の羅津・先鋒地区「自由経済貿易地帯」設置を指すようである。

この「自由経済貿易地帯」について、1993年には「外国企業・外国人税金法」「外貨管理法」「自由経済貿易地帯法」「土地賃貸法」「外国投資銀行法」や「自由経済貿易地帯外国人出入国規定」「外国投資企業労働規定」のような法令が定められた。こうした法令は同地帯の法的地位の確立とともに、インフラストラクチャー、資源開発、ハイテク、輸出などの分野に対する投資に重点をおく方針を明示したものである。

法令整備のみならず、国際協力面でも進展があった。5月9～10日、平壤で「豆満江開発計画管理委員会第3回会議」が開かれ、(1)「豆満江地域開発調整委員会」を新設し、そこに、朝鮮、中国、ロシアが開発に必要な土地をそれぞれ100平方キロメートルずつ拠出し、同委員会が土地、設備をリースすること、(2)朝鮮、中国、ロシア、韓国、モンゴルで「豆満江地域開発銀行」を設立することが合意された。

しかし、9月7～8日、北京で「第2回法律・制度・金融分野に関する実務家会議」が開かれたが、そこでは関係国の利害が分かれて合意文書の作成にはいたらなかった。ただし、関係諸国の協力は頓挫したわけではなく、10月には朝中で豆満江流域の鉄道・港湾共同開発で合意するなど（新華社10月27日報道），進展が見られる。

11月8～10日、ソウルで「豆満江開発資源・産業分野第2回ワークショップ」が開かれたが、そこでは対外経済協力推進委員会より(1)自由経済貿易地帯の面積が621平方キロメートルから746平方キロメートルに拡張されたこと、(2)自由経済貿易地帯開発のために2010年まで総額70億ドルの投資を計画していることなどが発表された。

◎緩衝期の設定 姜成山総理は第3次7カ年計画の総括報告で、今後2~3年を「社会主义建設の緩衝期」(調整期)と発表し、同期間に「農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義」をとるという「党の戦略の方針」を示した。

この「党の戦略の方針」はすでに1980年代半ばに提起されていた「対外貿易を発展させる方針、軽工業第一主義、農業第一主義、水産業第一主義」の方針と類似したものである(金正日「党と革命隊伍の強化発展と社会主义経済建設の新たな高揚のために」1986年1月3日)。また、92年には政務院決定で輸出産業振興が対外貿易事業における「革命的転換」として提起された(『民主朝鮮』1992年2月26日)。今回の方針は、従来のこうした政策を継承するところもあるが、これまで投資を優先的に行なう「先行部門」とされてきた石炭、電力、鉄道運輸や金属よりも、農業、軽工業、貿易の優先順位が上がったことにその特徴がある。

『労働新聞』12月17日社説は、今回の「党の戦略の方針」を、「党の最高原則」である人民生活向上と結びつけて論じた。これにより、貿易が初めて人民生活向上のためのものとして位置づけられた。対外経済部門の位置づけの変化は、すでに「有無相通ず」の原則が事実上放棄されたことを意味すると見られる(本年報 1993年版 49ページ参照)。

1994年の課題 ■■

◎政治的課題 軍を掌握した金正日書記の地位はますます強固なものとなった。当面の課題は「帝国主義者の『平和的移行』戦略」すなわち、国外からの思想、文化の流入や援助を通じた体制転覆の危険から党・国家の体制を守ることである。そのため国内のイデオロギー統制が緩められることはないであろう。

1990年代の課題としては南北統一があるが、北

側の正統性確立の作業は、歴史学にとどまらず、進められていくであろう。そして外交交渉によってアメリカとは関係改善、在韓米軍の撤退などを求める努力は続けられ、国際関係でも南側に対する優位性獲得の作業も続けられるであろう。

しかし、核兵器開発疑惑問題は、アメリカとの外交交渉の場を作っているものの、国際社会での孤立の深化や戦争の危険を招く可能性も小さくない。

◎革命的転換の年 金日成主席は1994年の新年の辞で同年を「社会主义経済が新たな発展段階に入る革命的転換の年」とし、緩衝期を3年と明示して、「農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義」という戦略の方針の貫徹を呼びかけた。この「革命的転換」とは、(1)投資の重点を石炭、電力、鉄道運輸などの「先行部門」から、農業、軽工業、貿易などの人民生活関連部門に移すこと、(2)軽工業部門を中心に輸出産業育成と市場開発を進めること、(3)外資導入をはじめ国際協力を進め、インフラストラクチャー、資源開発、科学技術などの部門の振興を図ることを意味しているものと思われる。こうした政策は、3年の緩衝期を経た後も推進されるであろうと考えられる。

この政策は先進諸国の協力を必要とする。そのためには、(1)核兵器開発疑惑問題を解消し、国の国際政治上の信用を獲得すること、(2)対外債務問題について債権国との交渉を開始し、国際経済上の信用を回復すること、(3)主要な経済統計を国際的な基準で公表し、投資環境を充分に紹介することなどの作業が必要である。

しかし、核兵器開発疑惑問題の解消は容易ではなく、かなりの時間がかかると予想される。1994年は経済不振打開の準備は進むであろうが、まだ国内経済の大きな好転が期待できる段階ではない。

(動向分析部)

重要日誌 朝鮮民主主義人民共和国 1993年

- [1月] 1日** チェコおよびスロバキアと外交関係樹立。
9日 イエメンと領事協約締結。
11日 カタールと外交関係樹立。
20日 平壌で全国商業サービス活動家経験討論会。
26日 IAEA特定査察団、平壌到着（～2月6日）。
- [2月] 27日** 外交部、26日のチームスピリット演習実施通告に關し、「必要な自衛的措置をとる」との声明。
31日 金永南副総理兼外交部長、ロシア大統領特使のクナーゼ外務次官と会見。
 最高人民会議常設会議、「外国投資企業・外国人税金法」「外貨管理法」「自由経済貿易地帯法」を採択。
- [2月] 11日** 中央人民委員会政令、桂亨淳機械工業部長解任、郭範基機械工業部長任命、朱栄熙建材工業部長解任、李東春建材工業部長任命。
- 18日** 社会主義労働者青年同盟第8回大会（～22日）。
23日 李鐘玉副主席、カンボジア訪問（～3月1日）。
- 24日** 「民主朝鮮」、中央人民委員会と政務院が経済建設で新たな高揚を起こすための具体策を示す共同決定を採択と報道。
- [3月] 1日** 金正日書記、「勤労者」に「社会主義への誹謗は許されない」との談話を発表（『労働新聞』4日に掲載）。
- 5日** 平壌で人民軍後方活動家大会（～6日）。
- 8日** 金正日人民軍最高司令官、チームスピリット演習に対する自衛的措置として準戦時状態宣布（24日に解除命令）。
- 9日** 「民主朝鮮」9日および11日、政務院が科学技術および新技術導入契約に関する規定を承認と報道。
- 12日** 中央人民委員会第9期第7回会議、NPT脱退決定。
- 18日** バンコクで平壌—バンコク航空路開設協定調印。
- 19日** 元人民軍従軍記者の李仁模氏、ソウルから帰還。
- 23日** 李鐘玉副主席、インド、ネパール、バングラデシュ訪問へ（～4月6日）。
- 24日** 朝鮮中央通信、首都の42万人の社労青員と青年が人民軍入隊を志願と報道。
- 29日** 朝鮮中央通信、金日成主席の各道農業部門活動指導を報道。
- [4月] 1日** IAEA特別理事会、朝鮮の核問題を国連安保理に付託することを決議。
- 6日** 金日成主席、人民経済各部門を指導。
7日 最高人民会議第9期第5回会議（～9日）。
- 姜成山総理、金日成主席の「祖国統一のための全民族大團結十大綱領」を発表。92年決算と93年予算承認。「地下資源法」採択、「外国投資企業・外国人税金法」「外貨管理法」「自由経済貿易地帯法」および「計量法」承認。
- 9日** 金正日書記を国防委員会委員長に推戴。
- 16日** 姜成山総理、マレーシア高位実業家代表団（リ・ガンナム・サースウインドー有限公司総社長）と歓談。
- 21日** 金日成主席夫妻、シアヌーク議長夫妻と会見。
- 30日** 金日成主席、温泉郡6月3日農場を現地指導。
- [5月] 3日** 金日成主席、アメリカのネド・グラハム牧師と会見。
- 4日** 金日成主席、平壌果樹農場を現地指導。
- 7日** 金日成主席、平壌市西浦養鶏工場を現地指導。
- 8日** 金永南副総理兼外交部長、非同盟諸国閣僚常設委員会会議に出席のためインドネシアに出発（～22日）。
- 9日** 平壌で豆満江地域開発計画定例理事会第3回会議（～10日）。
- 11日** 国連安保理事会、朝鮮に特別査察の受け入れを要請する決議採択。
- ムカベ・ジンバブエ大統領公式訪問（～12日）。
- 党中央委員会、朝鮮戦争勝利40周年に際し、スローガンを発表。
- 16日** 金日成主席、改築された東明王陵を視察。
- 20日** 李鐘玉副主席、金日成主席の特使としてアフリカ諸国へ出発（～6月14日）。
- 25日** 姜成山総理、韓国側に特使交換を提起。
- エストニアと外交関係樹立。
- 29日** 日本海でミサイル試射。
- [6月] 2日** ニューヨークで朝米会談（第1ラウンド）（～11日）。11日に共同声明、NPT脱退の効力を臨時停止。
- 8日** 政務院総会、4、5月の人民経済計画遂行状況の総括と6、7月の計画遂行対策を討議。
- 14日** 平壌で第12回非同盟諸国間の広報調整のための政府間理事会会議。
- ジブチと大使級外交関係樹立の共同コミュニケ。
- 15日** 平壌で第4回非同盟諸国広報相会議（～18日）。
- 27日** 金永南副総理兼外交部長、マレーシア首相特使のガザリ・ビン・シャフィー政府外交特別顧問と会談し、EAEC創設案に対する支持を表明。
- [7月] 3日** 朝鮮中央通信、宮沢首相の「北鮮」発言に対し、「國名蔑称は耐え難い冒瀆」と非難の報道。
- 8日** 平壌で朝鮮戦争での女性の前線支援実話集会。
- 12日** 米兵遺体17体を板門店で米軍側に返還。
- 14日** ジュネーブで朝米会談第2ラウンド（～19日）。
- 19日、双方の合意に関する報道文発表。軽水炉導入提案。
- 政務院総会、咸鏡北道の経済成果や今後の課題討議。
- 19日** 金正日人民軍最高司令官、朝鮮戦争に参加した軍官、将官の階級を昇格し、14人に中将、85人に少将の

軍事称号授与を命令。

20日 ト全国戦時生産者経験集会。

23日 ト全国老兵大会（～25日）。

26日 ト平壌に祖国解放戦争勝利記念塔竣工。

27日 ト平壌の金日成広場で戦勝40周年慶祝閱兵式と百万群衆の行進。メーデースタジアムで慶祝夜会。

ト朝鮮中央通信、平壌の3万世帯住宅などの建設の完成を報道。

29日 ト金日成主席、朝鮮革命博物館を視察。

30日 トラオスと領事協約批准書交換。

8月2日 ト平壌で朝鮮占領被害調査委員会、従軍慰安婦問題の中間報告書発表。

19日 ト金正日書記、労働新聞社を現地指導。

20日 ト金日成主席、延社郡の南作協同農場、渡正山区など咸鏡北道の各経済部門を現地指導（～26日）。

24日 ト板門店で国連軍側と遺体問題に関する合意書。

25日 ト全国通信活動家大会。

31日 ト金日成主席、黄海南道の白川郡、延安郡青丹郡など各協同農場を現地指導。「例年ない大豊作」を評価し、今後の課題を示す。

9月1日 ト平壌でIAEAと協議（～3日）。

7日 ト北京で豆満江開発第2回法律・制度・金融に関する実務家会議（～8日）。

10日 ト金日成主席、平壌市寺洞区域の松新と将泉の両協同農場を現地指導。

16日 ト人民軍警備艇が、黄海南道漁津郡諸作里沖の麻蛤島付近で「スパイ船」を鹵獲。

18日 ト金日成主席、平安南道温泉郡の6月3日協同農場と国営3月3日農場を現地指導。

19日 ト金日成主席、黄海南道のクァイル郡果樹総合農場を現地指導。

21日 ト全国資材供給活動家大会（～22日）。

27日 ト金日成主席、檀君陵を視察し、檀君の実在強調。

28日 ト全国価格部門活動家大会（～29日）。

10月1日 トIAEA第37回総会、朝鮮にNPT保障措置協定の全面履行を求める決議採択。

5日 ト板門店で特使交換のための第1回代表協議。

7日 ト朝鮮中央通信、金日成主席の果樹部門指導を報道。

9日 トアメリカ下院のゲーリー・アッカーマン下院アジア太平洋小委員会委員長訪朝（～12日）。12日に板門店を越えて南側へ。

10日 ト板門店で特使交換のための第2回代表協議。

18日 ト人民軍指揮官・政治活動家大会（～19日）。

ト党中央委員会政治局会議。「社会主義農村テーゼ」

発表30周年を意義深く迎える問題を討議。

25日 ト板門店で特使交換のための第3回代表協議。

27日 ト最高人民会議常設会議決定「土地賃貸法」採択。

29日 ト中央人民委員会政令、尹基福氏を中央人民委員会経済政策委員会委員長に任命。

11月2日 トマケドニアと国交樹立の共同コミュニケ。

7日 ト平壌で日本の戦後処理問題に関する国際討論会（～8日）。

ト姜成山総理、カンボジア公式訪問（～13日）。

8日 トソウルで豆満江開発資源・産業分野第2回ワークショップ（～10日）。

9日 ト『民主朝鮮』、中央人民委員会と政務院が油脂林、工業林、燃料林の造成活動を全大衆運動として展開する共同決定採択と報道。

10日 ト道（直轄市）人民会議代議員選挙のための選挙区有権者会議（～17日）。

11日 ト姜錫柱外交部第一副部長、談話でアメリカとの「一括妥協方式」を提案。

14日 ト金達玄副総理兼国家計画委員会委員長、オーストリアの「ノルディック」社代表団（ゲオルギ・ルチャンスキ社長）と会見。

17日 ト朝鮮記者同盟第7回大会（～19日）。

ト道（直轄市）人民会議代議員選挙投票。22日に中央選挙委員会結果を報道、全有権者の99.9%が参加、100%が代議員候補者に賛成投票、3520人が代議員当選。

24日 ト最高人民会議常設会議、「外国投資銀行法」採択。

ト全国7月11日赤旗洞・人民班熱誠者大会（～25日）。

25日 ト人民軍工兵大会（～26日）。

30日 ト板門店で米兵遺体33体を返還。

12月1日 ト全国共産主義者美風先駆者大会（～2日）。

7日 ト板門店で米兵遺体31体を返還。

ト中央人民委員会政令、金達玄副総理兼国家計画委員会委員長を解任、洪石亨国家計画委員長任命。

8日 ト党中央委員会第6期第21回総会、第3次7カ年計画を総括。今後2～3年を「緩衝期」に設定し、「農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義」の戦略の方針を提示。金英柱元副総理を政治局委員に選出。

9日 ト最高人民会議第9期第6回会議（～11日）。10日、決定「民族文化遺産を正しく継承発展させる活動をさらに強化することについて」採択、「建設法」「国章法」「土地賃貸法」「外国投資銀行法」を承認、「地方主権機関構成法」「税関法」の修正補充を採択。11日、金英柱副主席、金炳植副主席選出。

14日 ト板門店で米兵遺体33体を返還。

21日 ト板門店で米兵遺体34体を返還。

24日 トガリ国連事務総長、板門店を越えて訪朝（～26日）。

29日 トブットー・パキスタン首相訪朝（～30日）。

30日 ト政務院決定「外国投資企業労働規定」採択。

参考資料 朝鮮民主主義人民共和国 1993年

- | | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|--|
| [1] 国家機関の指導メンバー | [4] 朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法 | [6] 朝鮮民主主義人民共和国—アメリカ合衆国共同声明 |
| [2] 金日成主席の新年の辞 | [5] 朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法 | [7] ジュネーブ朝米会談に関する朝鮮民主主義人民共和国代表団の報道文 |
| [3] 朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業および外国人税金法 | | |

■ 国家機関の指導メンバー(1993年12月末現在)

1. 最高機関の指導メンバー

主席 金日成 (共和国大元帥)

副主席 李鍾玉, 朴成哲, 金英柱 (12月11日就任), 金炳植 (12月11日就任, 社会民主党委員長)

国防委員会

委員長 金正日 (4月9日就任, 共和国元帥, 朝鮮人民軍最高司令官)

第一副委員長 吳振宇 (4月9日就任, 人民武力部長, 共和国次帥)

副委員長 崔光 (朝鮮人民軍総参謀長, 朝鮮人民軍次帥)

中央人民委員会

委員 金日成 (首位), 朴成哲, 李鍾玉, 徐允錫 (平安南道人民委員会委員長), 池昌益 (書記長), 崔文善 (黄海北道人民委員会委員長), 金學奉 (平安北道人民委員会委員長), 姜賢洙 (平壤市人民委員会委員長), 朴勝日 (南浦市人民委員会委員長), 林亨九 (江原道人民委員会委員長), 白範守 (黄海南道人民委員会委員長), 玄哲圭 (咸鏡南道人民委員会委員長), 李吉松 (両江道人民委員会委員長), 延亨默 (4月9日就任, 慈江道人民委員会委員長), 李根模 (4月9日就任, 咸鏡北道人民委員会委員長), 林秀萬 (4月9日就任, 開城市人民委員会委員長) 経済政策委員長 尹基福 (10月29日就任)

政務院

総理 姜成山

副総理 金永南, 崔永林, 洪成南, 金福信, 姜希源, 金允赫, 金渙, 金昌周, 張徹

外交部長 金永南 (副総理兼任)

社会安全部長 白鶴林 (朝鮮人民軍次帥)

国家計画委員会委員長 洪石亭 (12月7日就任)

軽工業委員会委員長 金福信 (副総理兼任)

化学工業部長 金渙 (副総理兼任)

対外経済委員会委員長 李成大

国家検閲委員会委員長 全文燮

交通委員会委員長 李勇武

電力工業委員会委員長 李知贊

農業委員会委員長 金元振

水産委員会委員長 崔福延

国家建設委員会委員長 金応祥

人民奉仕委員会委員長 孔鎮泰

国家科学技術委員会委員長 李子方

電子自動化工業委員会委員長 金昌鎬

金属工業部長 崔永林 (副総理兼任)

機械工業部長 郭範基 (2月11日就任)

鉱業部長 金泌渙

石炭工業部長 金利龍

資源開発部長 金世榮

船舶工業部長 李錫

建設部長 趙哲俊

建材工業部長 李東春 (2月11日就任)

林業部長 金在律

地方工業部長 金成求

原子力工業部長 崔学根

都市経営部長 李鉄奉

通信部長 金學燮

労働行政部長 李在潤

財政部長 尹基貞

教育委員会委員長 崔基龍

文化芸術部長 張徹 (副総理兼任)

保健部長 金守學

鉄道部長 朴容錫

海運部長 吳成烈

商業部長 韓章根

科学院長 金敬峰

国家体育委員会委員長 朴明哲

中央銀行総裁 鄭成沢

中央統計局長 申京植

資材供給委員会委員長 蔡圭彬

政務院事務局長 鄭文山

最高人民会議

常設会議議長 楊亨燮

予算委員会委員長 韓成龍 (12月11日就任)

外交委員会委員長 黃長燁 (12月11日就任)

統一政策委員会委員長 金容淳 (4月9日就任)

中央検察所

所長 李龍燮

中央裁判所

所長 崔源益

2. 地方行政機関の指導メンバー

平壤市行政経済委員会委員長 朴南基(12月29日判明)
 開城市行政経済委員会委員長 韓光林
 南浦市行政経済委員会委員長 李泰延
 黄海北道行政経済委員会委員長 梁萬吉(4月12日判明)
 黄海南道行政経済委員会委員長 崔興柱
 平安北道行政経済委員会委員長 廉在萬
 平安南道行政経済委員会委員長 金萬成
 咸鏡北道行政経済委員会委員長 金充日
 咸鏡南道行政経済委員会委員長 金英得
 江原道行政経済委員会委員長 韓英男
 慈江道行政経済委員会委員長 金鍾浩
 両江道行政経済委員会委員長 金興三

2 金日成主席の新年の辞(1993年12月31日)

親愛なる同志の皆さん！

同胞兄弟姉妹の皆さん！

今日、われわれは英雄的な闘争と偉歴に輝く1993年を送り、信心と樂觀に溢れ、新年1994年を迎えます。

私は新年を迎ながら、党と革命に対する限りない忠誠心を持ち、チュチュ（主体）の社会主义偉業のために献身奮闘しているわが国の労働者階級と協同農民、知識人と人民軍將兵をはじめ全人民に熱烈な祝賀と熱い挨拶を捧げます。

私は、祖国の平和的統一のために積極的に闘争している南側の兄弟と在日同胞をはじめ海外のすべての同胞に熱烈な祝賀と同胞愛的な挨拶を送ります。

私は、正義と平和を重んじ、自主的な新しい世界を志向する5大陸の進歩的人民と友人たちに新年の挨拶を送ります。

1993年は、わが党の自主的な革命路線の正当性と主体朝鮮の偉力を力強く誇示した歴史的な年がありました。

昨年、わが共和国を孤立、窒息させわれわれの社会主义偉業を圧殺しようとする帝国主義者と反動たちの策謀は、前例のないほど悪らつになされ、このためわが国的情勢は極度に先鋭化しました。祖国と革命の前に厳しい試練が迫ったとき、わが党は、醸成された情勢に対処して全国、全民、全軍に準戦時状態を宣布する断固たる自衛的措置をとって、全人民に厳しい祖国解放戦争時期に發揮したその革命精神と戦闘的気勢で敵の挑戦に立ち向かい、社会主义建設で一大高揚を起こすことを呼びかけました。

党的戦闘的呼びかけを心に受け入れたわれわれの勇敢な人民軍將兵と全人民は、必勝の信念をもって天を衝く気勢で、わが国の自主権と革命の戦取物を守護するための闘争に一体となって立ち上がり、敵の挑戦と侵略策動

を粉碎して社会主义祖国の尊嚴と安全を讃れ高く守り抜くことによって、主体朝鮮の不屈の気概をあますところなく織かせました。これはわが党の革命路線の勝利であり、首領、党、大衆の一心団結の偉大な勝利でありました。

昨年、わが国の人民は党の指導の下に敵との政治軍事的対決で相次ぐ勝利を収めながら、高い革命的熱意によって社会主义建設を力強く推し進め、第3次7カ年計画の最後の年を輝かしく飾りました。第3次7カ年計画期間にわれわれは予想しなかった国際的事変と国に醸成された先鋭的な情勢によって、経済建設で大きな難関と障害に直面ましたが、社会主义建設のすべての分野で巨大な前進を遂げました。

われわれのチュチュ工業は、生産能力が全般的に大きく拡大し、技術裝備水準がはるかに高まり、部門構造がいっそう完備されて、その自立性と威力がより強化されました。農村經營部門では水利化を高い水準で完成する大自然改造事業が勝利のうちに進められ、機械化と化学化での転換をもたらし、主体農法の要求に即して農業科学技術がさらに発展し、万年大農作の強固な農業生産土台を築きました。第3次7カ年計画期間、わが党の首都建設構想に従って、平壤市に建てられた雄壯華麗な光復街と統一街、祖国解放戦勝記念塔と三大革命展示館、5月1日競技場をはじめ多くの記念碑的建造物は、わが国の労働者たちの無窮無尽の創造的な力とわが国の自立的民族経済の威力を集中的に示し、世界的な情勢波動にも揺らぐことなく勝利のうちに前進する社会主义朝鮮の英雄的氣概をはっきりと象徴するものであります。

こんなに複雑な情勢のなかでも、わが国の人民は人民大衆中心の朝鲜式社会主义制度の下で、どんな社会政治的不安も、生活についての心配も知らず、等しく誇らしい幸福な生活を享受しており、全社会に、一人はみんなのために、みんなは一人のために互いに助け合い導き合いながら、苦楽とともにしていく共産主義美風がより美しく花咲いているのであります。

最近の時期の厳しい試練と闘争を通じて、わが党は鋼鉄の意志と精練された指導力をもった偉大な党であり、わが国の人民は搖るぎない信念と不屈の闘争精神を持った英雄的人民であり、主体思想を具現している朝鲜式社会主义は人民大衆のなかに深く根をおろしている不敗の社会主义だということを、改めて力強く実証しました。

わたしは、昨年に党の指導を強く受け入れて革命と建設で輝かしい偉歴を打ち立てたわが国の労働者、農民、知識人、人民軍軍人たちをはじめとする全人民に熱い感謝を捧げます。

新年1994年は、わが国の社会主义建設が新たな発展段階に入る革命的転換の年であり、全党、全国、全民が総

動員され、すべての前線で革命的大高揚を起こさなければならぬ誇らしい闘争の年であります。

わが革命の内外情勢は依然として複雑で緊張しており、われわれは敵の先鋭的な対決の中で社会主義を建設しています。

われわれは、こんにちの情勢とわれわれの革命発展の要求に即して自主、自立、自衛の革命路線を貫徹し、思想、技術、文化の三大革命を力強く展開して国の政治・経済・軍事的威力をいっそう強化しなければなりません。われわれは、社会主義建設でこれまでに達成した成果を強化発展させて新たなより大きな勝利を成し遂げ、人民大衆中心のわが国の社会主義を輝かせてチュチェの社会主义の旗幟をさらに高く翻さなければなりません。

社会主義経済建設では、党中央委員会第6期第21回総会で決定したとおり、向こう3年間を緩衝期として、この期間に農業第一主義、軽工業第一主義、貿易第一主義の方針を徹底的に貫徹しなければなりません。これとともに、人民経済の先行部門である石炭工業と電力工業、鉄道運輸を確固として優先させ、金属工業を引き続き発展させなければなりません。

われわれは、社会主義建設の緩衝期にわが党の革命的経済戦略を徹底的に貫徹することによって、国の自立的民族経済土台を磐石のように固め、社会主義的要求に即して人民生活をより円滑に保障するようになるでしょうし、社会主義のより高い高地を占領するための新しい攻撃陣地を占めるようになるでしょう。

今年、われわれは農業と軽工業、対外貿易を発展させることに力を集中させなければなりません。

今年は社会主義農村テーマ発表30周年になる意義深い年であります。われわれは農村テーマの歴史的課題を完成するための闘争を力強く展開し、農村経営の発展で新しい転換を起こさなければなりません。農村で水利化と電気化の成果を強固にして、機械化、化学化を高い水準で実現し、主体農法を徹底的に貫徹して穀物生産をはじめとする農業生産のすべての部門をいっそう発展させなければなりません。わが国の労働者は、トラクターと自動車、現代的農機械と化学肥料、農薬をはじめ各種農業資材をより多く生産し、農村に送らなければなりません。協同農民と全農業労働者は国の米櫃に責任を持つ主人としての立場で、すべての農作業を手際よく粘り強く行ない、今年党が提示した穀物生産の高い目標を実現しなければなりません。

軽工業革命を力強く押し進めて人民消費品生産で一大革新を起こさなければなりません。軽工業工場を装備補完して現代化し、化学繊維と合織布地をはじめとする軽工業原料生産を強化するための積極的対策をたてて、すべての軽工業工場をフル稼働させ、生産を高い水準で正

常化しなければなりません。大規模な中央軽工業から中小規模の地方工業と「8月3日人民消費品」生産にいたるまですべての部門、すべての単位で各種人民消費品を大々的に生産して消費品の品種を増やし、その質を決定的に向上させなければなりません。

変化した環境に即して対外貿易を発展させるためには、対外市場を積極的に開拓し、信用を徹底的に守らなければなりません。人民経済各部門で輸出品生産基地をしっかりと築いて輸出品生産を増やしその質を向上させなければなりません。すべての部門、すべての地方で輸出源泉を積極的に探求・動員し、輸出をいっそう増やして加工貿易も発展させなければなりません。

農業と軽工業を発展させて国の全般的経済建設を力強く進めていくためには、石炭工業と電力工業、金属工業部門に力を入れなければならず、鉄道運輸をより円滑に解決していかなければなりません。石炭工業部門と電力工業部門ではすでに築かれた生産土台を効率的に利用して生産能力をより醸成し、石炭と電力生産を決定的に向上させなければなりません。鉄道の物質技術土台を強化して輸送組織と指揮を綿密に行ない、鉄道の重量化を積極的に実現し、日々高まる人民経済の輸送需要を円滑に保障しなければなりません。

人民経済のすべての部門、すべての単位で増産節約闘争を全群衆的運動として力強く展開し、現有の労働力と設備、資材を効果的に利用して内部予備を残るところなく動員し、生産を最大限に増やさなければなりません。

すべての経済指導幹部は、党の経済戦略の要求に即して経済組織活動と生産指揮を綿密に行ない、大衆の革命的熱意と創造的積極性を高く発揚させて、今年の人民経済計画を超過遂行するようにしなければなりません。

科学知識と技術によって社会主義建設に貢献することはわが国の知識人の榮えある任務であります。知識人たちは、党の文化革命方針を高く受け入れ、科学と教育、文化芸術と保健をはじめとする社会主義文化建設のすべての分野で新しい発展を遂げるために献身的に闘争しなければなりません。

われわれは今年も、敵の戦争挑発策動に対処して国の防衛力を強化することに相応の力を注がなければなりません。われわれはどんな不測の事態にも主導的に対処することができる政治思想的準備と軍事的準備、物質的準備をしっかりと整え、全社会に軍事を重視して人民軍を積極的に援護する気風を徹底的に打ち立てなければなりません。

こんにちの情勢で革命と建設を力強く推進するためには、わが党の思想革命方針をしっかりと堅持して、革命隊伍の一心団結をさらに強化し、自力更正の革命的気風を高く発揚させねなければなりません。

一心団結と自力更正はわれわれの革命の不滅の栄えある伝統であり、勝利の旗幟であります。われわれは、一心団結の威力によって厳しい試練をくぐり抜け輝かしい勝利の道を開いてきて、自力更正の革命精神によってすべての難闘に打ち勝って、革命と建設で偉大な変革を成し遂げてきました。全人民が党と首領のまわりに一心団結して自力更正、艱苦奮闘の革命精神を高く發揮して力強く戦っていくとき、われわれはどんな試練に直面しても、朝鮮式社会主义を擁護守護して限りなく輝かせていけることができ、チュニエの社会主义偉業を勝利のうちに完成させていくことができるでしょう。

われわれは、わが党の指導の下に鉄石のように固められたわれわれの革命隊伍の一心団結を瞳のように守り、さらにいっそう強固に発展させていかなければなりません。

われわれは、自力更正、艱苦奮闘の革命精神をさらに高く發揮し、直面する難闘をくぐり抜けて社会主义建設で新しい高揚を起こさなければなりません。「自力更正、艱苦奮闘の革命精神で社会主义総進軍を力強く進めよう」、これがこんにちのわが党の呼びかけであり、わが国の人民が掲げなければならない戦闘的スローガンであります。すべての活動家と党員、労働者は、党の戦闘的呼びかけに応え、千里馬に「90年代速度」を加えた気勢で引き続き革新、引き続き前進することによって新年1994年をわが国の革命と建設における歴史的な転換の年になるにしなければなりません。

祖国統一は、わが国の人民にとって片時も遅らせるとのできない民族至上の課題であります。われわれは一日も早く祖国統一を成し遂げ、全民族の差し迫った念願をかなえなければならず、統一された祖国を後代に譲り渡さなければなりません。

わが党と共和国政府は、昨年、民族の団結した力で祖国統一の前途を切り開くために「祖国統一のための全民族大団結十大綱領」を発表し、その実現のために全力を尽くしました。われわれが発表した全民族大団結十大綱領は、思想と理念、制度の違いを超えて全民族が一つに固く団結し、半万年の悠久の歴史を持つわが民族の統一と繁栄を成し遂げようとする7千万同胞の念願を具現しています。われわれは、南朝鮮当局者がわれわれの民族大団結十大綱領に呼応して和解と協力の道に出てくるよう希望し、双方の最高位級の間で特使を交換することについての重要な措置もとりました。

しかし南朝鮮当局者は、われわれの雅量のある提案と全民族の統一念願を無視し、民族自主の道ではなく外勢依存の道に、民族団結の道ではなく北南対決の道に出ていっています。南朝鮮当局者は外勢と結託して、わが共和国に反対する大規模軍事演習を頻繁に展開して、当

方の「核問題」を口実に「軍事的対応」とか、「国際協調体制」などといいながら北南関係を危険な局面に陥れようとしています。

南朝鮮の「文民政権」とはうわべだけで、実際には歴代軍事独裁「政権」と異なるところがありません。南朝鮮には反共ファッショ悪法がそのまま残っており、自主、民主、祖国統一に対する南朝鮮人民の念願は実現されないままです。南朝鮮人民と各界人士が現南朝鮮「政権」に対してこれ以上見守ることもなく、期待することもないのは当然のことであります。

アメリカとその追随者たちが騒ぎ立てる当方の「核問題」についていえば、それはアメリカが執拗に追及している反社会主义、反共和国策動の産物であります。ありもしない「北の核開発疑惑」を持ち出したのもアメリカであり、朝鮮半島に実際に核兵器を持ち込んでわれわれを脅かしているのもアメリカであります。そのため、朝鮮半島での核問題はどこまでも朝米会談を通じて解決しなければなりません。

圧力や威嚇はわれわれに通じるものではなく、そのような方法に頼っていては問題を解決することはできないばかりか、事態を破局に陥れかねません。アメリカはすべての事実を正しく見て分別のある身の振り方をとらなければなりません。朝米間に共同声明も採択された現在、双方がすでに合意された原則を守って履行するならば、朝鮮半島における核問題は公正に解決されるでしょう。

祖国統一のためのわが党と共和国政府の原則と路線には変わりがありません。われわれは今後も自主、平和、民族大団結の3大原則に従い、一つの民族、一つの国家、二つの制度、二つの政府に基づいた連邦制方式で國の統一を実現するためにすべての努力を尽くすでしょう。

祖国の運命とはすなわち民族の運命であり、内外同胞の運命であります。北と南、海外のすべての朝鮮同胞は、全民族大団結の旗幟の下に一つにまとまり、举族的な闘争を展開することによって、今年、祖国統一の新たな局面を開いていかなければなりません。

こんにちの国際舞台で、帝国主義者たちが社会主义の「終末」について騒ぎ立てながら虚勢を張っていますが、自主、独立、社会主义への人民の志向を阻むことはできず、歴史の流れを逆流させることはできません。世界の進歩的人民が反帝自主の旗幟の下に団結と連帯性を強化し、歴史の流れを積極的に押し進めていくならば、必ずや人類の明るい未来を早めることになるでしょう。

わが党と共和国政府は現情勢の要求に即して、自主、平和、親善の対外政策を一貫して貫徹するでしょう。われわれは自主性の原則で、社会主义諸国と団結し、非同盟諸国と団結するために積極的に努力するでしょうし、わが国の自主権を尊重する資本主義諸国とも善隣友好関

56 朝鮮民主主義人民共和国

係を発展させていくでしょう。わが共和国政府は、支配と隸属の古い国際政治秩序と経済秩序を一掃し、平等と正義、公正性に基づく新たな国際政治秩序と経済秩序を打ち立てて集団的自力公正の原則で南南協力を発展させるために積極的に努力するでしょう。

わが国の人民のこんな中の闘争は艱苦なものであります、それはわが祖国の隆盛発展と人類の未来のための栄えある聖なる闘争であります。偉大な党的指導の下に正当な偉業のために戦っていくわが国の人民は必勝不敗であります。

みなこぞって主体思想の旗幟を高く掲げ、党中央委員会のまわりに固く団結して社会主义建設で新たな勝利を成し遂げ、祖国の自主的平和統一を早めるために力強く戦いましょう。

（『労働新聞』1994年1月1日）

③ 朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業および外国人税金法 (1993年1月31日 最高人民会議常設会議決定第26号)

第1章 外国投資企業および外国人税金法

第1条 朝鮮民主主義人民共和国外国投資企業および外国人税金法は、外国投資企業と外国人に税金を公平に賦課し、納税者が税金を適時に正確に納めることに貢献する。

第2条 外国投資企業と外国人の税務登録は、所在地や居住地の財政当局で行なう。統合、分離、解散する場合には、登録日から20日以内に当該財政機関で税務登録、変更、取消しの手続きを行なう。

外国投資企業には、共和国の法人である合作企業、合弁企業、外国人企業と、共和国の法人でない外国企業が属する。

第3条 外国投資企業の財政簿記計算は、外国投資企業に関する共和国の財政簿記計算規範に従って行なう。

財政簿記計算に関する書類は5年間保管する。必要に応じて保管期間を延長することができる。

第4条 外国投資企業と外国人が納める税金は、朝鮮ウォンで計算し、受益者が直接納付するか、収益金を支払う単位が控除納税する。

第5条 外国投資企業と外国人の納税状況についての監督統制活動は、財政機関が行なう。

第6条 この法は、共和国内で経済取引をしたり所得を得た外国投資企業と外国人に適用する。共和国領域内で経済取引をしたり、所得を得た共和国領域内に居住する朝鮮同胞にもこの法を適用する。

第7条 外国投資企業と外国人は、自國政府と朝鮮民

主主義人民共和国政府間に締結した税金関連協定においてこの法と異なって税金問題が定めてある場合は、その協定に基づいて税金を納めることができる。

第2章 企業所得税

第8条 外国投資企業は、共和国領域内で企業活動を行なって得た所得とわが国の中で得た利子所得、配当所得、固定資産の賃貸と販売の所得、財産譲渡所得、工業所有権、技術ノウハウ、経営と関連したサービスを提供して得た所得をはじめとしたその他の所得に対し、企業所得税を納めなければならない。外国投資企業は、共和国領域外に支社、出張所、子会社などを設立して得た所得に対しても企業所得税を納めなければならない。

第9条 企業所得税は、毎年1月1日から12月31までの総収入から原料および資材費、燃料およびエネルギー費、労力費、減価償却費、物資購入諸経費、職場および会社の管理費、保険費、販売費などを含む原価とその他の支出を控除した決算利潤に所定の税率を適用して計算する。

第10条 外国投資企業は、四半期が終了した翌月の15日までに所在地の財政機関に四半期所得税予定納付書と財政簿記決算書を提出し、年度終了後2カ月以内に年間所得税納付書と財政簿記決算書を提出しなければならない。

第11条 企業所得税は、四半期別に予定納付し、年間決算によって確定納付する。

予定納付は四半期終了後の翌月の15日までに行ない、年間総合計算は年度終了後3カ月以内に行ない、過納額は返還され、未納額は追加納付する。企業が解散する場合は、解散宣言日から20日以内に所在地の財政機関に納税担保を設け、清算の終了日から15日以内に所得税を納付する。企業が統合されたり分離される場合は、その時期まで企業所得を決算し、統合、分離宣言日から20日以内に所在地の財政機関に所得税を納付する。

第12条 外国投資企業の所得税率は決算利潤の25%とする。自由経済貿易地帯に設立された外国投資企業の所得税率は決算利潤の14%とする。国家が奨励する先端技術部門、資源開発とインフラストラクチャー建設部門、科学研究および技術開発部門の企業所得税率は10%とする。

第13条 外国人企業が共和国領域内で配当所得、利子所得、賃貸所得、特許権使用料をはじめとするその他の所得を得た場合、所得税は所得額に20%の税率を適用して計算する。自由経済貿易地帯では10%の税率を適用して計算する。

第14条 外国企業のその他の所得に対する所得税は、所得が生じたときから15日以内に所在地の財政機関に受

益者が申告納付するか、収益金を支払う単位が控除納付する。

第15条 次のような場合には企業所得税を減免する。

(1) 外国政府や国際金融機関が共和国政府に借款を与えたる、外国の銀行がわが国の銀行または企業に有利な条件で貸付をした場合、その利子所得については所得税を免除する。

(2) 奨励部門と自由経済貿易地帯の生産部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合は、企業所得税を利潤が生じた年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減することができる。10年以前に撤収または解散する場合は、すでに減免された所得税額を納める。

(3) サービス部門の外国投資企業が10年以上企業を運営する場合は、企業所得税を利潤が生じる年から1年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で軽減することができる。

(4) 自由経済貿易地帯で総投資額が6000万ウォン以上となる鉄道、道路、通信、空港、港湾をはじめとするインフラストラクチャー建設部門の外国投資企業については企業所得税を利潤が生じる年から4年間免除し、その後の3年間は50%の範囲で軽減することができる。

第16条 外国人投資家が企業で得た利潤を共和国領域内に再投資して企業を5年以上運営する場合は、再投資分に対し納付した所得税額の50%の返還を受けることができ、インフラストラクチャー建設部門に再投資する場合は、再投資分に対し納付した所得税額の全額の返還を受けることができる。経営期間が5年になる前に再投資した資本を撤収する場合は、返還を受けた所得税額を納める。

第3章 個人所得税

第17条 共和国領域内で所得を得た外国人は、個人所得税を納めなければならない。共和国領域内に1年以上滞在したり居住する外国人は、共和国領域外で得た所得についても個人所得税を納めなければならない。

第18条 個人所得税を納めなければならない対象は次のとおりである。

- (1) 労働報酬による所得
- (2) 配当所得
- (3) 工業所有権と技術ノウハウ、著作権の提供による所得
- (4) 利子所得
- (5) 賃貸所得
- (6) 財産販売所得
- (7) 贈与所得
- (8) 個人企業所得

第19条 個人所得税の税率は次のとおりである。

(1) 労働報酬による所得は、月労働報酬が2000ウォン以下の場合は免除し、それ以上の場合はこの法の付表で定めたとおりとする。

(2) 配当所得、工業所有権と技術ノウハウ、著作権の提供による所得、利子所得、賃貸所有による所得税率は20%とする。

(3) 贈与所得による所得税率はこの法の付表2で定めたとおりとする。

(4) 財産販売所得、個人企業所得による所得税率は25%とする。

第20条 労働報酬による個人所得税は、この法の付表1で定めた超過累進税率を適用する方法で計算する。

第21条 配当所得、工業所有権と技術ノウハウ、著作権を提供して得た所得、贈与による所得、財産販売所得、個人企業を営んで得た所得についての個人所得税は、所得税額に定めた税率を適用して計算する。

第22条 利子所得による個人所得税は、銀行に預金して得た所得に所定の税率を適用して計算する。

第23条 固定資産賃貸所得による個人所得税は、賃料から固定資産の当初価格の20%にあたる減価償却費を控除した金額に所定の税率を適用して計算する。

第24条 個人所得税は次のように納付する。

(1) 労働報酬による所得、利子所得による個人所得税は、収益金を支払う単位が翌月の15日までに所在地の財政機関に控除納付する。

共和国の銀行にある貯蓄性預金と自由経済貿易地帯内にある非居住者間の取引を対象とする銀行の預金利子は、個人所得税の対象とならない。

(2) 財産販売所得、贈与所得による個人所得税は四半期翌月の10日までに、個人企業を営んで得た所得に対する個人所得税は翌月の15日までに受益者が居住地の財政機関に申告納付する。

(3) 配当所得、工業所有権と技術ノウハウ、著作権を提供して得た所得、賃貸所得による個人所得税は、四半期終了翌月の10日までに収益金を支払う単位が該当財政機関に控除納付するか、収益者が申告納付する。

第4章 財産税

第25条 外国人は、共和国領域内に所有する建物と船舶、航空機について財産税を納めなければならない。自由経済貿易地帯内では、建物についての財産税を5年間免除する。

第26条 外国人は財産を居住地の財政機関に次のように登録しなければならない。

(1) 財産は、共和国領域内で所有したときから20日以内に評価価格で登録する。

58 朝鮮民主主義人民共和国

(2) 財産の所有者と登録価格が変わった場合は、20日以内に変更登録する。

(3) 財産は毎年1月1日現在で登録し、2月のうちに再登録をする。

(4) 財産を廃棄した場合は、20日以内に取消し手続きを行なう。

第27条 財産の課税対象額は、居住地の財政機関に登録された価格とする。

第28条 財産税の税率はこの法の付表3で定めたとおりとする。

第29条 財産税は、財産を登録した翌月から居住地の財政機関に登録された価格に所定の税率を適用して計算する。

第30条 財産税は、四半期終了翌月の20日までに財産所有者が居住地の財政機関に納付する。

第5章 相続税

第31条 共和国領域内にある財産を相続する外国人は、相続税を納めなければならない。共和国領域内に居住する外国人が共和国領域外にある財産を相続する場合にも、相続税を納めなければならない。

第32条 相続税の課税対象額は、相続人が相続した財産のうちで被相続人の債務を清算した残りの金額となる。

第33条 相続財産価格の評価は、当該財産を相続するときの価格となる。

第34条 相続税の税率は、この法の付表4で定めたとおりとする。

第35条 相続税は、課税対象額に該当する税率を適用して計算する。

第36条 相続税は、相続人が相続したときから3カ月以内に居住地の財政機関に申告納付する。

納付すべき相続税額が5万ウォン以上の場合には、居住地の財政機関に申請して分割納付することができる。

第6章 取引税

第37条 生産物販売とサービスを行なう外国投資企業と外国人は取引税を納めなければならない。

第38条 取引税の課税対象は次のとおりである。

(1) 生産部門では生産物販売による収益金

(2) 商業部門では商品販売額

(3) 交通運輸、金融、観光をはじめとするサービス部門ではサービス収益金

第39条 取引税の税率はこの法の付表5で定めたとおりとする。

第40条 取引税は次のとおり計算する。

(1) 生産部門の取引税は、品種別生産販売額に該当する税率を適用して計算する。

(2) 商業部門の取引税は、品種別商品販売額に該当する税率を適用して計算する。

(3) 交通運輸、金融、観光をはじめサービス部門の取引税は、サービス収益金に該当する税率を適用して計算する。

第41条 取引税は次のように納付する。

(1) 生産部門の取引税は、月ごとに販売者が翌月の10日までに所在地の財政機関に納付する。

(2) 商業、交通機関、金融、観光をはじめ各種のサービス部門の取引税は、月ごとにサービス機関が翌月の10日までに所在地の財政機関に納付する。

第42条 次のような対象には取引税を免税する。

(1) 輸出商品については取引税を免除する。国家が輸出を制限する商品については、他に定めたところにもとづいて取引税を納付する。

(2) 自由経済貿易地帯内の商業、交通運輸、金融、観光をはじめとするサービス部門については、取引税を50%とする。

第7章 地方税

第43条 外国投資企業と居住外国人は地方税を所在地または居住地の財政機関に納める。

地方税には都市経営税、登録免許税、自動車利用税が属する。

第44条 外国投資企業と居住外国人は、公園や道路、汚物処理施設などの公共施設を管理するための都市経営税を納めなければならない。

第45条 都市経営税の課税対象額は、外国投資企業の場合は企業所労賃総額、居住外国人の場合は月収入とする。

第46条 都市経営税は次のとおり計算する。

(1) 外国投資企業は、企業所労賃総額に1%の税率で月ごとに計算し、翌月の10日までに所在地の財政機関に納付する。

(2) 居住する外国人が納める都市経営税は、月収入に1%の税率で月ごとに計算し、翌月の10日までに当該財政機関に本人が申告納付したり、労賃を支払う単位が控除納付する。

第47条 外国投資企業と外国人は、企業や鉱業権、漁業権などを登録する場合と、技術免許などの証書を登録する場合には、登録免許税を納めなければならない。

第48条 登録免許税は、1件当たりに所定の税額を当該免許単位と免許発給単位が受け取って所在地の財政機関に納付する。

第49条 外国投資企業と外国人は、自動車を利用する場合、自動車利用税を納めなければならない。

第50条 外国投資企業と外国人は、自動車を所有した

ときから30日以内に所在地の財政機関に登録しなければならない。

第51条 自動車利用税は、毎年2月までに自動車利用者が所在地または居住地の財政機関に納付する。自動車を利用しない期間には、所在地または居住地の財政機関に申告して、自動車利用税の免除を受けられる。

第52条 登録免許税と自動車利用税の税額は、この法の付表6で定めたとおりとする。

第8章 罰則および申し立て・請願

第53条 財政機関は、外国投資企業と外国人が税金を定められた期間内に納付しなかった場合、納付期日を過ぎた日から、納付しなかった税額について毎日0.3%に当たる延滞料を課す。

第54条 財政機関は、外国投資企業と外国人、控除納付者に次のような場合に罰金を課す。

(1) 税務手続きを適時に行なわなかったり、所得税納付書、所得税控除納付書、財政簿記決算書を提出しなかった場合には2000ウォンまでとする。

(2) 控除納付者が税額を少なめに控除したり、控除した税額を納付しなかった場合には、納付しなかった税額の2倍までとする。

(3) 故意に税金を納めなかった場合には、その税額の4倍までとする。

第55条 この法に違反する行為が重大な場合には刑事责任を問う。

第56条 外国投資企業と外国人は、税金納付に関して意見がある場合、税金を納付した日から30日以内に、申し立て・請願や訴訟を提起することができる。

申し立て・請願は税金を受け取った財政機関の上級機関に、訴訟は当該裁判所に提起する。

第57条 財政機関は、申し立て・請願を受けた日から30日以内に、申し立て・請願の内容を審議、処理しなければならない。申し立て・請願の処理結果について意見がある場合、それが処理された日から10日以内に当該の裁判所に訴訟を提起することができる。

〈付表略〉

4 朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法

(1993年1月31日 最高人民会議常設会議決定第27号)

第1章 外貨管理法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶えず発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する。

第2条 この法は外貨取引、外貨有価証券の発行と外貨現金、有価証券および貴金属の搬出入に関する原則と秩序を規定する。

第3条 外貨には、交換性のある外国貨幣、国家債権、交換可能公社債権をはじめとする外貨有価証券、手形、為替、譲渡性預金証書をはじめとする外貨支払手段、その他外貨資金と装飾品でない金、銀、白金と国際金融取引される金貨、銀貨などの貴金属が属する。

第4条 国家は、外貨管理機関を通じて共和国領域内で取り引きされる外貨を掌握し管理する。

第5条 朝鮮民主主義人民共和国の外貨交換業務を行なう専門銀行は貿易銀行である。その他の銀行も外貨管理機関の承認を受けて外貨交換業務を行なうことができる。

第6条 朝鮮民主主義人民共和国領域内では外貨現金を流通させることはできない。

外貨現金を使用しようとする場合は朝鮮ウォンと交換してのみ使用することができる。

外貨の売買と預金、貯金、抵当は、外貨交換業務を行なう銀行を通じてのみ行なうことができる。

第7条 朝鮮ウォンの外貨交換相場は外貨管理機関が定める。

第8条 わが国と外国との間で決済することができる外貨は外貨管理機関が定める。外貨管理機関の承認を受けて、定められた外貨以外の外貨でも決済することができる。

第9条 朝鮮民主主義人民共和国領域内で合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。

第10条 この法は、外貨を利用するわが国の機関、企業所、団体と公民に適用する。共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国投資家、外国人と共和国領域外に居住する朝鮮同胞にもこの法を適用する。

第2章 外貨の利用

第11条 外貨は次のような取引に利用することができる。

- (1) 貿易契約と支払協定にもとづく取引
- (2) 貿易外取引
- (3) 銀行で朝鮮ウォンを売買する取引
- (4) 資本取引

第12条 対外経済取引にもとづく決済は、送金、代金請求、支払委託などの方法で行なう。

第13条 共和国の機関、企業所、団体は、収入となる外貨を朝鮮ウォンに交換して自身の口座に預けなければならない。

外貨は、外貨管理機関の承認を受け指定された指標と項目にのみ使用しなければならない。

第14条 外貨有価証券を発行しようとするわが国の機関、企業所は、当該機関の承認を受けなければならない。

第15条 共和国公民は、外貨を国家の定めた基準内で保有し、その基準を超える外貨は、わが国の銀行に売るか、預金しなければならない。

第16条 外国人は、国外から送金されてきたり、合法的に得た外貨を、わが国の銀行に売ったり、預金することができる。

第17条 銀行は、外貨預金について秘密を保障し、当該の利子を計算する。

第18条 共和国領域内に常駐する他国の大天使館、領事館、貿易代表部などの外国機関は、貿易銀行に口座を設ける。

外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、わが国の銀行に口座を設けることができる。必要によっては、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。

第19条 自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に非居住者間の取引を対象とする業務を受け持つことができる。

第20条 外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金をわが国の銀行から借りることができる。

第21条 外貨利用についての監督統制は、外貨管理機関と当該監督統制機関が行なう。

外貨を利用する機関、企業所、団体は、四半期、年間の外貨財政状態表を外貨管理機関に提出しなければならない。

第3章 外貨の搬出入

第22条 外貨現金と外貨有価証券、貴金属は、制限なくわが国に持ち込むことができる。

第23条 外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書や入国時に税関申告書で明らかにした金額範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。

第24条 外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を受けてのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。入国するとき税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても共和国領域外に持ち出すことができる。

第25条 自由経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を、当該文書や税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができる。

第26条 貴金属は、中央銀行の承認を受けてのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。入国の時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲でのみ持ち出すことができる。

第27条 外国投資家は、共和国領域外の企業運営で得た利潤や他の所得を、税金なく、すべて送金したり、自己の資本を制限なく移転することができます。

第28条 外国投資企業で働く外国人は、労賃やその他の合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金したり、持ち出すことができる。

第4章 罰則

第29条 外貨管理秩序を犯した者は、情状によって、罰金を課し、不法に取引した外貨と物件を没収する。

必要な場合には、銀行取引を中止させることができる。

第30条 外貨管理秩序を犯し外貨での損害を与えた場合には、該当する損害を外貨で保障させる。

第31条 この法を犯し重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任幹部と公民は、情状に従い、行政的または刑事的責任をとる。

圖 朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法

(1993年1月31日 最高人民会議常設会議決定第28号)

第1章 自由経済貿易地帯法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国自由経済貿易地帯法は、自由経済貿易地帯を創設して効果的に管理運営し、対外経済の協力と交流の拡大発展に寄与する。

第2条 自由経済貿易地帯は、特恵的な貿易および中継輸送と輸出加工、金融、サービスの地域として宣布した朝鮮民主主義人民共和国の一定の領域である。

自由経済貿易地帯には、朝鮮民主主義人民共和国の主権が行使される。この地帯では、国家が特別に打ち立てた制度と秩序に従って経済貿易活動を行なう。

第3条 国家は、対外経済委員会と自由経済貿易地帯当局を通じて、自由経済貿易地帯の開発と管理運営の事業を行なう。

第4条 国家は、投資家が自由経済貿易地帯に投資した資本と得た所得、その投資家に付与された権利を法的に保護する。

第5条 投資家は、自由経済貿易地帯内で企業の管理と経営の方法の自由な選択権を有する。

第6条 自由経済貿易地帯におけるすべての活動は、この地帯に関する共和国の法と規定に従う。自由経済貿易地帯に関する法と規定に規制されていない事項は、共和国の該当する法と規定に準じる。

第7条 共和国領域外に居住する朝鮮同胞も、この法に従って、自由経済貿易地帯で経済貿易活動を行なうことができる。

第2章 管理機関の権限と任務

第8条 自由経済貿易地帯の管理機関には、対外経済

委員会と地帯当局が属する。

対外経済委員会は自由経済貿易地帯の開発と経済管理運営を委任された中央執行機関であり、地帯当局は現地執行機関である。

第9条 対外経済委員会は次のような事業を行なう。

- (1) 国家の政策にもとづき、自由経済貿易地帯の開発、経済管理運営に関する執行対策を立てる。
- (2) 自由経済貿易地帯の経済管理運営を正常に掌握指導する。
- (3) インフラストラクチャー建設部門での総投資額2000万ウォン以上のプロジェクトと、その他の部門での総投資額1000万ウォン以上のプロジェクトを審議し、承認する。

第10条 対外経済委員会は、地帯当局を通じて投資承認申請を受けければ、当該投資のプロジェクトの内容によって国家計画委員会、国家科学技術委員会、財政部、国家建設委員会をはじめとする関係機関と合意した後、審議して結果を地帯当局に通知する。

第11条 地帯当局は、自由経済貿易地帯の開発と経済管理運営の事業を組織執行する。

地帯当局は、行政経済各部署と、外国投資に関連する事業を担当する対外経済各部署によって構成される。

第12条 地帯当局は次のような事業を行なう。

- (1) 住民行政、都市経営をはじめとする行政経済事業を行なう。
- (2) 社会秩序を維持し、人身と財産を保護する。
- (3) 地帯の開発計画を作成、宣伝、執行する。
- (4) すべての投資申請を受け付け、総投資額が、インフラストラクチャー建設部門で2000万ウォンまでのプロジェクトと、その他の部門で1000万ウォンまでのプロジェクトを審議し承認する。
- (5) 企業登録、営業許可を行なう。
- (6) 投資家の労働力採用を援助する。
- (7) 土地と建物を賃貸し、またはその他の形態で譲渡する。
- (8) 建物、建築物、作業場の建設や改造に対して、直接または間接的なサービスを提供する。
- (9) このほか、地帯に対する投資と開発を促進して、管理運営を改善するための事業を行なう。

第13条 対外経済委員会と地帯当局は、投資申請文書を受け取った日から、合作企業、合弁企業は50日外国人企業は80日以内に、企業の創設を承認または否決する決定をしなければならない。

国の安全と住民の健康や動植物の成長を害することがあるプロジェクト、国家が定めた環境基準を超過するプロジェクト、経済技術的に立ち遅れたプロジェクト、経済効果性のないプロジェクトの投資は、禁止または制限

することができる。

第14条 対外経済委員会と地帯当局は、次のような場合に、自身が承認した企業の創設または営業の許可を取り消すことができる。

- (1) 投資条件に違反した場合
- (2) 共和国法を重大に違反した場合

第15条 地帯当局は、外国投資企業で働く労働者の技術技能水準を高めるために、技術人材養成基金を創設して養成機関を運営する。

第16条 地帯当局は諮問委員会を組織することができる。

諮問委員会は、地帯当局の代表、当該機関・企業所の代表と外国人投資家代表によって構成され、地帯の開発と管理運営の事業を協議、協力する。

第3章 経済活動条件の保障

第17条 すべての商品は、自由経済貿易地帯内に自由に持ち込み、それを貯蔵、保管、加工、組立、分解、選別、包装、修理したり、地帯内から国外に持ち出すことができる。

国の安全と社会道德生活や住民の健康と動植物の成長を害することのある商品は持ち込めない。

第18条 外国投資家は、自由経済貿易地帯内に投資して企業を設立運営することができる。

わが国の機関、企業所、団体も、国家の承認の下に自由経済貿易地帯に単独または外国投資家との合作、合弁の形式で投資することができる。

第19条 外国投資企業とわが国の機関、企業所、団体は、自由経済貿易地帯内に経済貿易活動のための支社、代理店、出張所を設置することができる。

第20条 外国投資企業と外国人は、自由経済貿易地帯内で必要な土地を賃借することができ、賃貸機関の承認の下に賃借期間を延期することができる。

第21条 外国投資企業は、地帯の労働斡旋機関と結んだ契約に従って、必要な労働力を雇用したり、解雇することができる。

外国投資企業は、自由経済貿易地帯外にいる技術者、高級技能工を、地帯の労働斡旋機関に申請して供給を受けることができ、地帯当局対外経済部署との合意の下に一部管理人員と特殊な職種の技術者、技能工に他の國の人を採用することができる。

第22条 自由経済貿易地帯内では、商品の価格は販売者と購買者の間の合意によって定めることができる。一部大衆必需品の価格は国家が定める。

第23条 自由経済貿易地帯内にある貿易港には、貿易船と船員が国籍に関係なく自由に入り出しができる。

62 朝鮮民主主義人民共和国

第24条 自由経済貿易地帯内にある外国投資企業は、原料、資材と部品の加工を地帯外にあるわが国の企業所に委託することができる。地帯外で行なわれた加工額が企業の全体生産額の40%を越えない場合、その委託加工は地帯内で行なった生産活動と同じものであると認める。

第4章 関税

第25条 国家は自由経済貿易地帯で特恵関税制度を実施する。

第26条 自由経済貿易地帯では、次のような商品に対しては関税を免除する。

- (1) 加工輸出を目的に地帯内に入る商品
- (2) 生産と経営に必要な物資と生産した輸出商品
- (3) 投資家に必要な一定の量の事務用品と生活用品
- (4) 地帯建設に必要な物資
- (5) 通過する外国の貿易貨物

第27条 次のような場合には、この法第26条を適用しない。

- (1) 外国から自由経済貿易地帯内に商品を売るために入ってくる場合
- (2) 自由経済貿易地帯で生産したり、輸入した商品をわが国の他の地域に売るために持ち出す場合

第28条 外国投資企業が地帯内で生産した商品を輸出せずに地帯内で販売する場合には、その商品に使った輸入原料、資材と部品に対する関税を払わなければならぬ。

第29条 自由経済貿易地帯内の企業は、税關の検査文書と商品の送り状をはじめとする商品の搬出入に関する文書を5年間保管しなければならない。

第5章 通貨、金融

第30条 自由経済貿易地帯では流通貨幣は朝鮮ウォンとし、すべての取引についての決済は朝鮮ウォンまたは交換性外貨で行なうことができる。

第31条 外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、わが国と外国の銀行に口座を設けることができる。

第32条 外国投資企業と外国人は、わが国と外国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を受けることができる。

貸付を受けた朝鮮ウォンと外貨で買った朝鮮ウォンは、わが国の銀行に預金して使用しなければならない。

第33条 自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を行なうことができる。

第34条 外国投資企業と外国人は、自由経済貿易地帯内の定められたところで外貨有価証券を取り引きすることができる。

第6章 保証および特恵

第35条 外国投資家は、自由経済貿易地帯内で企業活動をして得た利潤と利子、配当金、賃貸料、サービス料、財産販売収益金をはじめとする所得を国外へ送金することができ、国外から自由経済貿易地帯に持ち込んだ財産を経営期間が終了した後、制限なく国外に持ち出すことができる。

第36条 自由経済貿易地帯内の所得税率は、決算利潤の14%とする。

第37条 経営期間が10年以上になる生産部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を、利潤が出始めた年から3年間免除し、その後の2年間は50%の範囲で減額することができる。

総投資額が6000万ウォン以上になるインフラストラクチャー建設部門の外国投資企業に対しては、企業所得税を、利潤が出始めた年から4年間免除し、その後3年間は50%の範囲内で減額することができる。

第38条 奨励部門に投資する投資家には、立地条件が有利な土地を賃貸し、賃貸料を減額することができる。

第39条 奨励部門に投資する投資家は、わが国の金融機関から経営活動に必要な資金の貸付を優先的に受けることができる。

第40条 外国投資家が利潤を再投資する場合、その経営期間が5年以上になる場合には納付した再投資分に当該所得税額の50%の返還を受けることができる。インフラストラクチャー建設部門に再投資する場合には、納付した再投資分に当該所得税全額の返還を受けることができる。

第41条 国家は、自由経済貿易地帯に直接入る外国人にノービザ制度を実施する。

第7章 紛争解決

第42条 自由経済貿易地帯内の経済活動に関する意見相違は、当時者間で協議の方法で解決する。

第43条 外国投資企業の経済活動に関する紛争事件は、朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関または仲裁機関で当該手続きにしたがって審議解決し、第三国仲裁機関に提起して解決することもできる。

⑥ 朝鮮民主主義人民共和国－アメリカ合衆国 共同声明

朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国との間の政府級会談が1993年6月2日から11日までニューヨークで開かれた。

会談では、朝鮮民主主義人民共和国政府を代表して姜錫柱外交部第一副部長を団長とする代表団と、アメリカ

合衆国政府を代表してロバート・L・ガルーチ国務次官補を団長とする代表団が参加した。

双方は会談で、朝鮮半島の核問題を根本的に解決するうえで提起される政策的問題を討議し、核拡散を防止するという目的に符合するべく、北南非核化共同宣言に対する支持を表明した。

朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は次のような諸原則に合意した。

(1) 核兵器を含む武力を使用せず、こうした武力による威嚇も行なわないことを保障する。

(2) 全面的な保障適用の公正性保障を含み、朝鮮半島の非核化、平和と安全を保障して、相手側の自主権を保障・尊重し、内政に干渉しない。

(3) 朝鮮の平和的統一を支持する。

こうした原則に準じて朝・米双方の政府は平等で公正な基礎のうえで対話を継続することに合意した。

これと関連して、朝鮮民主主義人民共和国政府は核拡散防止条約の脱退効力を、必要と認めるだけ一方的に臨時停止することとした。

1993年6月11日 ニューヨーク
(『労働新聞』1993年6月13日)

7 ジュネーブ朝米会談に関する朝鮮民主主義人民共和国代表団の報道文

朝鮮民主主義人民共和国代表団とアメリカ合衆国代表団は、1993年7月14日から19日まで、ジュネーブで、核問題解決のための第2ラウンド会談を開いた。

双方は、1993年6月11日付朝米共同声明の原則を再確認した。

アメリカ合衆国側は、とくに、核兵器を含む武力を使用せず、こうした武力による威嚇も行なわないことを保障する原則について、自己の公約を再確認した。

双方は、朝鮮民主主義人民共和国が現存する黒鉛減速原子炉とそれと関連する核施設を軽水炉に交替することが望ましいということを認定する。

アメリカは、核問題の終局的解決の一環として軽水炉の解決が実現できることを前提としつつ、軽水炉導入を支持し、そのための方途を朝鮮民主主義人民共和国とともに探求する用意を表明する。

双方は、国際原子力機構の保障を完全かつ公正に適用することが国際的な核拡散防止体系を強化するのに必須であることについて見解を同じくした。

これにもとづき、朝鮮民主主義人民共和国は、保障と関連した懸案問題とその他の問題に関する国際原子力機構との協議を、可能な限り早い時期に始める用意を表明した。

朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は、また、朝鮮半島の非核化に関する北南共同宣言履行の重要性を再確認した。

朝鮮民主主義人民共和国は、核問題を含めて、双方の問題に対する北南会談を可能な限り早い時期に始める用意を、依然として持っていることを確認した。

朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国は、軽水炉導入に関連した技術問題を含めて、核問題解決と関連した懸案問題を討議し、朝鮮民主主義人民共和国とアメリカ合衆国との間の全般的関係改善の基礎を準備するため、2カ月以内に次の会談を開くことに合意した。

1993年7月19日 ジュネーブ
(『労働新聞』1993年7月21日)

主要統計 朝鮮民主主義人民共和国 1993年

- 第1表 年央人口（推定）
 第2表 農業人口（推定）
 第3表 土地利用（推定）
 第4表 一人当たり国民所得
 第5表 主要食糧作物の生産（推定）
 第6表 漁獲高（推定）

- 第7表 経済計画期別工業生産増加率
 第8表 主要鉱工業生産（推定）
 第9表 財政規模の推移
 第10表 国防費支出の推移
 第11表 国家予算歳出の部門別状況
 第12表 主要国別貿易額（推定）

(使用記号：－該当なし、…不明、0ゼロ・極少)

第1表 年央人口（推定）

(単位：万人)

1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
1,922	1,955	1,989	2,024	2,060	2,098	2,137	2,177	2,219	2,292

(出所) UN, *Monthly Bulletin of Statistics*, September 1993.

第2表 農業人口（推定）

(単位：1,000人)

	総 人 口	農 業 人 口	経済活動人口	農業従事者	比 率 (%)
1980	18,260	7,816	7,890	3,373	42.8
1985	19,888	7,574	9,542	3,632	38.1
1989	21,372	7,358	10,934	3,761	34.4
1990	21,771	7,302	11,272	3,777	33.5
1991	22,189	7,247	11,605	3,787	32.6
1992	22,618	7,193	11,925	3,790	31.8

(出所) FAO, *FAO Production Yearbook*, 1992.

第3表 土地利用（推定）

(単位：1,000ha)

	総面積	農地	耕 地			牧草地	森 林	その他	灌 面	溉 積
			耕 地	果樹	その他の耕地					
1980	12,054	1,900	1,610	290		50	8,970	1,121	1,120	
1985	12,054	1,955	1,660	295		50	8,970	1,066	1,270	
1989	12,054	2,000	1,700	300		50	8,970	1,021	1,400	
1990	12,054	2,000	1,700	300		50	8,970	1,021	1,420	
1991	12,054	2,010	1,710	300		50	8,970	1,011	1,440	

(出所) 第2表に同じ。

第4表 1人当たり国民所得

(単位：米ドル)

1974	1979	1982	1986
1,000	1,920	2,200	2,400

(出所) 公表数字による。

第5表 主要食糧作物の生産(推定)

(単位：1,000トン)

	米	大麦	小麦	とうもろこし	粟	こうりやん	オート麦	穀類合計	じゃがいも	さつまいも
1979~81	4,733	155	123	3,833	66	18	73	9,001	1,535	374
1990	5,300	150	220	4,400	60	15	60	10,205	2,100	505
1991	5,200	145	195	4,500	62	16	62	10,180	1,975	500
1992	5,000	145	195	4,400	60	16	56	9,872	1,975	500

(出所) 第2表と同じ。

第6表 漁獲高(推定)

(単位：1,000トン)

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
漁獲高	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,750	1,700
内水域	110	100	100	100	100	110	100
海 域	1,590	1,600	1,600	1,600	1,600	1,640	1,600

(出所) FAO, FAO Yearbook, Fishery Statistics, 1991.

第7表 経済計画別工業生産増加率

経済計画期					工業生産額の基準年に対する倍数 (年平均増加率)	
戦後復旧	3カ年計画	(1954~56年)	実績		2.8倍	(41.7%)
5カ年計画	(1957~60年)	実績		3.5倍	(36.6%)	
7カ年計画	(1961~70年)	実績		3.3倍	(12.8%)	
6カ年計画	(1971~76年)	実績		2.5倍	(16.3%)	
第2次	7カ年計画	(1978~84年)	実績		2.2倍	(12.2%)
第3次	7カ年計画	(1987~93年)	目標	実績	1.9倍	(10%)
			実績		1.5倍	(5.6%)

(出所) 公表数字による。

第8表 主要鉱工業生産（推定）

	単位	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
〈鉱産物〉								
無煙炭	1,000トン	44,000	48,500	55,000	62,000	65,000	66,000	67,000
褐炭、亜炭	〃	13,000	14,000	15,000	18,000	20,000	21,000	22,000
鉄鉱(Fe含有量分)	〃	3,200	3,200	4,000	4,200	4,400	4,400	4,700
銅鉱(Cu %)	〃	15	15	15	15	15	15	...
鉛鉱(Pb %)	〃	110	110	110	110	120	120	120
亜鉛鉱(Zn %)	〃	180	225	220	225	230	230	200
タンクステン鉱(WO ₃ %)	トン	1,000	1,000	500	500	500	1,000	1,000
銀	〃	50	50	50	50	50	50	50
金	〃	5	5	5	5	5	5	5
マグネサイト	1,000トン	1,900	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
りん鉱	〃	500	500	500	500	500	500	500
〈製造業製品〉								
窒素肥料	1,000トン	630	640	650	660	583	660	...
りん酸肥料	〃	135	137	137	137	137	137	...
ガソリン	〃	850	900	900	940	975	1,000	1,000
灯油	〃	190	205	205	215	230	235	235
コークス	〃	3,500	3,500	3,500	3,500	3,600	3,600	3,600
セメント	〃	8,000	8,000	9,000	11,800	16,300	16,300	16,329
銑鉄	〃	5,800	5,800	5,800	6,500	6,500	6,500	6,500
粗鋼	〃	6,500	6,500	6,500	7,980	8,000	8,000	...
銅	〃	22	22	22	22	22	22	24
鉛	〃	95	95	95	95	95	95	...
亜鉛	〃	180	180	210	210	210	210	...
〈エネルギー〉								
電力	100万kWh	48,000	50,000	50,200	53,000	53,500	53,500	53,500

(出所) UN, *Industrial Statistics Yearbook, 1991.*

第9表 財政規模の推移

(単位: 100万ウォン)

年 度	歳 入	増 加 率 (%)	歳 出	増 加 率 (%)	財 政 収 支	歳出に占める国防費比率(%)
1984(決算)	26,305.10	7.9	26,158.00	8.9	147.10	14.6
1985(決算)	27,438.87	4.3	27,328.83	4.5	110.04	14.4
1986(決算)	28,538.50	4.0	28,396.10	3.9	142.40	14.0
1987(決算)	30,337.20	6.3	30,008.51	5.9	270.51	13.2
1988(決算)	31,905.80	5.1	31,660.90	5.2	244.90	12.2
1989(決算)	33,608.10	5.3	33,382.94	5.4	225.16	12.0
1990(決算)	35,690.41	6.2	35,513.48	6.4	176.93	12.0
1991(決算)	37,194.84	4.2	36,909.24	3.9	285.60	12.1
1992(決算)	39,540.42	6.3	39,303.42	6.5	237.00	11.4
1993(予算)	40,449.85	2.3	40,449.85	2.9	0	11.6
1993(決算)	40,571.20	2.6	40,242.97	2.4	328.23	11.5
1994(予算)	41,525.19	2.4	41,525.19	3.2	0	11.6

(出所) 各年度国家予算報告より作成。

第10表 国防費支出の推移

(単位:100万ウォン)

	1988年度 (決算)	1989年度 (決算)	1990年度 (決算)	1991年度 (決算)	1992年度 (決算)	1993年度 (決算)	1994年度 (予算)
国 防 費*	3,862.63	4,005.95	4,261.62	4,466.02	4,480.6	4,627.9	4,816.9
歳出中の比率(%)	12.2	12.0	12.0	12.1	11.4	11.5	11.6
前年比増加率(%)	-2.7	3.7	6.4	4.8	0.3	3.3	4.1

(注) *公表された歳出中の比率より算出したもの。

(出所) 各年度国家予算報告より作成。

第11表 国家予算歳出の部門別状況(前年比増加率)

	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度	1993年度		1994年度
	決算	決算	決算	決算	予算	決算	予算
歳出総額	5.4%	6.4%	3.9%	6.5%	2.9%	2.4%	3.2%
人民経済発展費	5.8%	6.6%	4.4%	6.3%	3.0%	2.5%	3.2%
生産的基本建設投資	7.0%	…	(a)	(膨大な資金)	…	…	…
工業建設投資	…	7.2%	…	…	…	…	(d)
電力工業	8.0%	9.0% (8.1%)	5.0% (石炭に8.3%)	7.2% (石炭、電力、金属に3.5%)	(石炭、電力、金属に3.5%)	(電力、金属に3.5%)	(e)
採掘工業	7.0%	…	…	…	…	…	…
金属工業	…	…	…	(大きな力)	…	…	2.6%
機械工業	…	…	…	(大きな力)	…	…	…
建材工業	…	…	…	…	(増やす)	…	…
化学工業	…	6.5%	…	(大きな力)	…	…	…
軽工業	…	…	…	(大きな力)	4.1%	4.0%	5.4%
水産業	…	…	…	…	…	…	…
農業	6.0%	6.0%	4%	(b)	2.1%	2.8%	6.0%
交通運輸	(多くの資金)	… (鉄道運輸に5.4%)	(鉄道運輸に)	(鉄道運輸に6.7%)	(鉄道運輸に3.1%)	(鉄道運輸に3.0%)	(e)
社会文化施策費	5.2%	6.0%	3.5% (c)	2.1%	…	…	(昨年より2.8%)
科学技術	… (はるかに増やす)	…	9.6%	…	7.0%	4.0%	…
教育	5.6% (増やす)	4.8% (はるかに増やす)	…	10.8%	…	3.5%	2.0%
文化	…	…	…	…	…	…	…
保健	…	5.2% (はるかに増やす)	…	8.4%	…	(人民施策費を増やす)	(人民施策費を増やす)
体育	…	…	…	…	…	…	…
住宅建設	… (都市・住宅建設に5.0%)	6%	6.3%	(膨大な投資)	(住宅建設、都市・国土整備に1.5%)	…	…
国 防 費	3.7%	6.4%	4.8%	0.3%	4.7%	3.3%	4.1%

(注) (a)国家基本建設投資をはるかに増やす。 (b)農村經營部門に5.2%。 (c)社会文化施策費と人民施策費に膨大な国家資金。

(d)輸出品生産拡大強化に4.1%。 (e)石炭、電力、鉄道運輸に3.0%。

(出所) 各年度国家予算報告による。国防費は歳出に占める比率より算出。なお、かっこ内は、数字が示されないか、あるいは完全には照應しない項目の場合に同報告の表現を示す。

第12表 主要国別貿易額（推定）

(単位：100万米ドル)

	輸出(FOB)					輸入(CIF)				
	1988	1989	1990	1991	1992	1988	1989	1990	1991	1992
合計(94カ国)	1,782.3	1,670.3	2,036.3	890.1	818.9	3,161.4	2,852.9	2,812.1	1,608.8	1,606.7
(旧) 社会主義国(9カ国)	1,210.2	1,144.7	1,412.3	275.7	232.4	2,412.9	2,136.4	2,088.8	798.6	840.9
ソ連／CIS	889.5	892.6	1,236.6	170.9	67.7	1,924.7	1,643.9	1,635.9	160.1	229.5
中国	212.3	166.7	117.7	79.4	139.4	379.7	398.5	397.9	581.5	593.9
ポーランド	23.8	15.8	6.6	9.3	10.2	32.8	26.7	9.7
チェコスロバキア	15.3	15.0	17.7	3.1	2.1	12.6	11.0	25.5	51.6	12.5
ブルガリア	18.0	21.0
ハンガリー	21.1	16.1	6.7	1.0	1.0	5.4	23.8	14.1	2.1	3.3
ルーマニア	20.7	14.4	14.3	3.0	2.1	20.6	15.1	5.1	2.9	1.3
ユーゴスラビア	2.5	6.3	12.7	9.0	9.9	0.9	3.0	0.6	0.4	0.4
キューバ	7.0	17.8	15.2	14.4
先進工業国(22カ国)	374.0	322.5	367.7	360.4	391.3	466.9	419.7	474.3	494.0	434.9
日本	293.3	267.5	271.2	250.2	231.4	262.7	215.8	193.7	246.3	245.6
(西)ドイツ	41.0	25.5	50.7	65.5	73.6	44.1	81.4	68.7	52.9	54.6
フランス	9.4	9.5	13.1	11.3	15.8	16.7	19.0	12.2	9.0	12.0
イタリア	2.5	1.9	4.3	2.0	3.0	20.6	21.9	21.7	25.5	14.7
スペイン	3.9	7.3	18.1	11.6	42.5	4.1	1.7	5.8	14.0	5.3
オーストリア	11.1	1.1	0.7	1.0	2.3	20.7	9.9	24.2	12.7	21.0
ベルギー・ルクセンブルグ	1.0	...	3.0	5.7	7.8	4.5	3.6	12.5	12.5	8.6
オランダ	0.3	0.9	1.1	1.7	3.7	12.3	4.4	5.1	6.3	9.1
スイス	1.4	0.9	0.4	0.9	0.9	5.7	7.5	3.8	3.4	7.7
イギリス	1.4	1.8	0.6	0.6	0.5	6.3	5.6	9.3	11.3	14.2
スウェーデン	1.0	1.4	0.6	2.0	2.3	2.5	3.8	9.3	3.9	4.1
オーストラリア	0.2	0.4	...	0.3	0.2	47.7	36.2	97.8	24.7	6.9
デンマーク	0.5	0.3	1.1	1.2	1.4	1.1	0.7	1.5	5.8	2.1
アイルランド	0.1	0.1	0.7	3.0	3.8	0.1	...	25.5
発展途上国(64カ国)	198.1	203.1	256.3	254.0	195.2	281.6	296.8	249.0	316.2	330.9
アジア(14カ国)	174.0	171.2	172.4	168.0	132.4	255.7	277.0	230.1	282.1	261.0
香港	28.0	34.3	25.8	36.6	44.0	128.9	146.8	118.4	137.2	117.1
タイ	28.8	17.5	25.0	15.1	1.5	5.8	7.9	13.8	24.0	8.3
マレーシア	16.0	2.6	18.4	10.2	7.9	5.9	1.5	0.5	0.9	0.4
シンガポール	49.7	48.1	7.6	10.1	11.1	63.8	49.6	38.7	41.3	45.4
インドネシア	8.5	15.4	47.4	22.7	24.9	14.6	31.4	37.4	17.6	24.3
フィリピン	4.3	0.6	7.4	2.9	3.4	...	0.1
バングラデシュ	17.4	12.1	15.1	15.8	23.3	2.8	0.2	0.5	2.6	0.7
インド	16.8	36.0	16.6	9.5	10.4	28.4	32.1	16.8	53.4	58.8
中東(6カ国)	3.9	4.1	6.5	8.0	8.8	6.1	2.7	15.0	20.6	22.7
アフリカ(20カ国)	12.6	12.6	14.8	14.8	15.9	12.0	13.0	2.1	2.4	2.7
欧洲(3カ国)	1.8	1.1	56.4	54.0	37.3	6.4	0.2	16.3
中南米(21カ国)	5.8	14.1	6.2	9.2	10.8	1.4	4.1	1.8	10.9	28.2

(注) 相手国の貿易統計に基づく推計。輸出はFOB、輸入はCIFにIMF、DOT方式で調整済み。

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook, 1993*. ただし、ソ連/CISは1991年まで「ソ連外国貿易統計」各年号、1992年はロシア東欧貿易協会「調査月報」1993年8月、ブルガリアはUN, *Monthly Bulletin of Statistics, July 1990*. キューバはUN, *International Trade Statistics Yearbook, 1990*. 中南米は、とくに統計処理に問題があるメキシコを除いた数値。ソ連ルーブルの為替レートは国連のExternal Trade Conversion Factorsによる。